

マイナンバーシンポジウム
in 山梨
【議事録】

開催日時：平成24年5月12日（土）

開場 12：30

開会 13：30

終了 16：20

会場 かいてらす（山梨県地場産業センター）「大ホール」

司会：皆様、本日はお忙しい中、ご来場いただきましてまことにありがとうございます。ただいまより「マイナンバーシンポジウム in 山梨」を開催いたします。

本シンポジウムは、番号制度創設推進本部の主催、山梨日日新聞社の共催、全国地方新聞社連合会の後援により開催いたします。

このシンポジウムは、政府から番号制度についてお話しするだけでなく、国民の皆様と政府の直接対話を通じて国民の皆様のご意見を伺い、番号制度づくりにいかしていくことを目的に開催いたします。本日は、皆様とともに番号制度に関する理解を深めてまいりたいと思います。

私、本日の司会を務めさせていただきます松垣理奈と申します。どうぞよろしく願いいたします。

それでは、本日のシンポジウムの主催者を代表いたしまして、番号制度創設推進本部事務局長、峰崎直樹内閣官房参与からご挨拶申し上げます。

（１）主催者挨拶

峰崎：皆さん、こんにちは。ご紹介いただきました、内閣官房参与、番号制度創設推進本部の事務局長を務めております峰崎直樹でございます。

本日は、風薫る5月という、すばらしい週末の一日、こうして我々が主催します番号制度のシンポジウムにご参加をいただきまして、本当にありがとうございます。また、山梨日日新聞社は、非常に伝統ある、140年前にできた、日本で2番目に古い新聞社だと聞きました。共催をしていただきまして、心から感謝を申し上げたいと思います。

さて、この番号制度、公募により「マイナンバー」と私たちはこれに愛称をつけたわけですが、この法案はもうでき上がりまして、国会にかかっております。先日ようやく社会保障・税一体改革関連法案の国会での審議が始まったわけでありますけれども、この番号法案、マイナンバー法案は、内閣委員会というところで審議される予定になっております。これからどのように審議をされるのかということについて、国会はさまざまな力学が作用するところでございますので、簡単ではないのでありますけれども、できる限りこの国会中にしっかりと議論していただいて、法案を通していただきたいものだと思います。

ています。

実はこの番号制度について、内閣府が昨年 11 月に世論調査を行いました。その結果、この番号制度に対する認知度、マイナンバーという名称も含めて、番号を知っておられる方は過半数を超えて、58%程度いたわけであります。しかし、中身をよく知っているかということになると、残念ながら過半数を超えておりません。国民の皆さんの理解を深めるために、我々、実は昨年 5 月から、東京を皮切りにして全国 47 都道府県を全部回っており、今日で 26 番目の開催地に当たるわけでございます。まだその認知度が非常に低いということで、ぜひこれをしっかりと今日のシンポジウム等でも皆さん方に意識していただいて、理解を深めていただきたいと思っております。また後で向井審議官から中身を説明したいと思っておりますが、この番号、マイナンバーが入ると私たちの生活は一体どうなるのだろうか、あるいは役所はどのように変わっていくのだろうか。しかし一方で、例えば、成りすましの被害が起きるのではないか、情報漏えいが起きるのではないか、あるいはハッカーの攻撃の対象にされるのではないだろうか、こういう疑問を持たれる方は多いだろうと思っております。

もちろん、そういうことに対して 100%完璧だなんていうことを言うわけではありませんが、そういう攻撃を受け、被害が発生した場合でも、それを最小限にとどめなければいけない。これは私たちの生活、社会保障、税、あるいは公平な社会、安心して私たちの住める社会を作り上げていくために、どうしても必要な手段なのです。もっと難しい言葉で言いますとインフラストラクチャー、そういう社会を作っていくための基盤になるということもご理解をいただきたいと思っております。現在、世界の先進国では、ほぼこのようなシステムが入っているということもまたご理解いただきたいと思うわけであります。

今日はさまざまな角度から、パネリストの皆さん方にもいらしていただいておりますので、パネルディスカッション、そしてその後に、参加者の皆さん方との間の対話—国民対話と私たちは呼んでおります—を行います。短い時間ではあるかと思いますが、皆様方のご意見、ご批判、ご不満、政府に対するさまざまな思いがあるだろうと思っておりますが、ぜひそれらを今日の場でしっかりと出していただいて、マイナンバーが今日ご参加の皆様方に理解して頂ければと思います。

法案がこれから審議されてまいります。また、法案が成立したとしても、政省令に委ねなければいけない問題がたくさんございます。それらも含めて、今日の意見は参考にさせていただきたいし、今日のご意見は私たちのホームページでも明らかにしていきたいと思っております。

重ね重ね、本日は集まっていたことを改めて感謝申し上げながら、主催者を代表しての挨拶に代えさせていただきます。本日はありがとうございました。よろしくお願いいたします。

司会：峰崎内閣官房参与でした。

では、ここで本日のシンポジウムのプログラムを紹介させていただきます。

初めに、15分間の政府からのご説明を行います。その後、30分間の特別講演をお聞きいただき、10分間休憩を挟みまして、第2部のパネルディスカッションへと移らせていただきます。さらに、パネルディスカッション終了後は、ご来場の皆様との質疑応答・意見交換（「国民対話」）に入らせていただきます。

なお、本日のシンポジウムの終了時間は16時、午後4時ごろを予定しています。皆様、どうぞ最後までよろしくお願いいたします。

では、お待たせいたしました。番号制度創設推進に当たり、政府からのご説明を内閣官房社会保障改革担当室の向井治紀審議官よりさせていただきます。

（2）政府説明

向井：内閣官房審議官の向井でございます。

私からは現在国会に提出されておりますマイナンバー法案につきまして、簡単に説明させていただきたいと思っております。

まず、この番号制度というのは、基本的には、いろんな機関、例えば税なら税、年金なら年金の機関に存在します個人の情報を、AさんならAさんという同一人の情報であるということの確認を行うため、そしてその確認を行った上で、それらの情報をつなぎ合わせることによって、社会保障・税制度の効率性・透明性を高める。また、国民にとって利便性の高い公平・公正な社会を実現するためのインフラと考えております。そういうわけで社会保障・税、それから今回大震災がございました。それに伴いまして防災の各分野で番号制度を導入

しようということでございます。

これらによりまして、そこに書いてありますような効果、そして、より公平・公正、社会保障がきめ細やかかつ的確に行われる社会等を実現したいと考えております。

番号制度の仕組みですけれども、3つの仕組みから成り立つとお考えいただきたいと思います。まず、個人に全員に、唯一無二、1人1番号で重複のないように付番いたしまして、これにより税なら税の分野、年金なら年金の分野でいわゆる名寄せを行うということでございます。そして情報連携ということで、これらの情報を複数の機関において紐付けする。例えば、所得の情報を社会保障で使うことによって、所得に応じた給付を行うということが考えられます。ただ、これらにつきましては、常に成りすまし等を防ぐために本人確認、自分が自分であることを証明するための仕組みが必要であります。そのため、今回の法案では、住民基本台帳カードを改良したような個人番号カードを交付することを考えてございます。

マイナンバー法案は、民主党政権になってから比較的早期に検討が始まりまして、2010年2月に社会保障・税に関わる番号制度に関する検討会を設置して、それからずっと検討がなされておりました。昨年6月に政府・与党社会保障改革検討本部で社会保障・税番号大綱を決定いたしました。これにのっとりまして法案作成作業をし、今年2月14日に法案を閣議決定、国会に提出したところでございます。

番号制度の目的と利用の基本につきましては、先ほどの趣旨と重複いたしませんので、この辺は省略させていただきまして、マイナンバーとはどういうものかということでございます。まず付番。住民票コードは既に振られてございますので、この住民票コードが住民票に記載されております日本の国籍を有する者、基本的には日本に住んでおられる方すべてと、中長期在留者、特別永住者等の外国人、これらの方を対象としまして、市町村が付番するということでございます。市町村長が番号を指定いたしまして、書面により通知いたします。番号につきましては、漏えいとか、一定の要件に該当した場合のみ変更可能としております。

番号につきましては、漏えいとか滅失、毀損の防止その他適切な管理のため

に必要な措置を講じることを義務づけてございます。番号の提供を受ける場合には、番号だけではだめで、個人番号カードの提示を受ける等の本人確認を義務づける。それから、この法に規定する場合を除きまして、他人にマイナンバーの提供を求めることを禁止しております。

では、こういう制度で何ができるのかということでございます。これは本法案に書いてあることではなくて、将来のことも含めて書いてございます。

まず、社会保障給付をよりきめ細かくできるのではないかと。特に社会保障給付というのは、低所得によって給付が増えたり、あるいは負担が減ったりするものが多数ございますが、現状では低所得者の捕捉は必ずしもきちりできてございません。その結果といたしまして、住民税の非課税という基準で大体低所得者を把握しているということでございますので、どうしてもくくりが大雑把になっていくということがございます。

それから、所得というものが今の所得でいいのか。例えば、現在の所得ですと利子所得等は入っていないとか、そういう問題もございます。何が低所得者に対して給付すべき所得かということも含めて、そのようなものをより公平に、かつきめ細かくやっていくためには、どうしても番号制度が必要なのではないかとございます。

それから、所得把握の精度の向上というのがございます。国税・地方税の賦課徴収に関する事務にマイナンバーを活用することによりまして、効率的な名寄せ・突合が可能になります。したがって、今よりは正確な所得把握に資するのではないかと考えております。

災害時につきましても、例えば今回の大震災のように、長期間自分の住民票のある場所を離れて避難生活を行う場合なんかにおきましては特に有用なのではないか。一方で、国民の皆様が自分の情報を入手する、あるいは逆に行政の側から例えば社会福祉の給付のお知らせが来る、そういう情報の入手に関するもの。

それから、今、社会保障給付を受けるときに、必ず住民票と所得証明書を持ってこいという話になります。そういう添付書類の削減なんか革命的にできるのではないかと。いわゆるワンストップサービスにできるだけ近づけていこうということでございます。

それから、医療・介護のサービスの質の向上、例えば健診情報とかによりましていろいろな医学的向上、あるいは本人の把握につままして、健診情報とか予防接種の履歴が確認できたりするということがございます。これらが将来も含めて、マイナンバーというツールによってできる可能性のあるものでございます。

では、今回の法案はどうなっているかといいますと、今回の法案では、年金、労働、福祉、医療、そういう社会保障分野で番号を使うことにしておりますが、医療の分野、介護の分野に関しましては、いわゆる健康情報、あるいは病歴、そういったより身体にかかわる情報につまましては、今回の法案からは外れております。これらにつまましては、より機微情報であるがゆえに、さらに特別な措置が要るのではないかということで、厚生労働省で1年かけて検討することとなっております。それ以外の主に金銭情報といいますか、お金のやりとり、例えば医療保険の保険料とかにつままして、今回の番号が使われるということでございます。

したがって、主に使われますのは福祉とか、保険料の減免とか、そういう所得によって減免措置あるいは給付措置があるものについて、福祉の分野で所得情報を利用する。それから年金とか、そういう現金給付につまましては、2つ3つのものを同時にもらえないように併給調整をかけてあるものが随分ございますが、これらの事務に使われるのではないかとございます。税分野につまましては、国民が税務当局に提出する申告書、届出書、調書に記載する。防災分野につまましては、被災者生活再建支援金の支給に関する事務等に利用。

一番下を書いてありますけれども、上記のほか、社会保障、地方税、防災に関する事務その他これらに類する事務であって、地方公共団体が条例で定める事務につまましては利用ができることになっております。と申しますのは、社会保障の分野とか防災の分野というのは条例、要するに地方のそれぞれの市町村が単独で定めているものが多数ございます。これらにつまましても番号が利用できるということでございます。

一方で、番号制度におきましては、常に個人情報の保護の問題、あるいは国家が情報を一元的に管理するのではないかという問題がございます。住民基本

台帳ネットワークシステムにつきましては、いろいろ訴訟が起きましたけれども、最高裁で合憲判決がございますが、その中でいろんな条件が示されてございます。これらにつきましては、制度上、ネットワークのシステム上の安全措置が必要だと考えております。

制度上の保護措置といたしまして、そこに書いてありますようなものがありますが、特に重要なのは、政府から独立した第三者機関による監視・監督が重要になってくるのではないかと考えております。

システム上の安全措置ということでは、個人情報はやっぱり分散管理しなければいけないということがございます。AさんならAさんの年金の情報とか所得の情報を大きなサーバーで一括して管理するのではなくて、年金は年金の情報、税は税の情報と、それぞれの部局でそれぞれ分散管理するということが必要だと思っております。そして、その情報のやりとりにつきましては、マイナンバーは直接用いないということによりまして、マイナンバーによって情報が芽づ的に漏れるということのないようにしたいと考えております。

これらにつきましては、マイナンバー法で明記してございます。そこに書いてある中でも特に2番目、例えばマイナンバーを使ったファイルやシステムを作るときは、事前に個人情報の漏えいその他の事態の発生の危険性や、プライバシーに与える影響等を評価いたしまして第三者機関「個人番号情報保護委員会」の承認を得るとか、この法律の規定によるものを除き、マイナンバーがついた情報の収集・保管、ファイルの作成は禁止しております。それからマイナンバーのついた個人情報の提供も、この法律に書かれてあるもの以外は禁止しております。

もう一つ重要なことは、情報のやりとりの記録は情報提供ネットワークシステムに保存することを義務づけておりまして、AさんならAさんが、例えば自分の所得情報が年金に流れたとか、そういうことが確認できるような仕組みを考えております。

もう一つ、今回の特徴といたしまして、そういうマイナンバーつきの情報につきましては、任意代理人の開示請求が可能としてございます。逆に、本人同意があっても、このマイナンバーつき情報の第三者への目的外提供は原則禁止としております。そのような特例も設けてございます。

情報連携のイメージでございますけれども、こういったそれぞれの機関を情報提供ネットワークシステムというものでつなげる。ここのやりとりをちゃんと保存いたしまして、開示できるようにするということを考えております。

一方で、マイナンバーを含む個人情報につきましては、インターネット上で確認できるマイ・ポータルを設置したいと考えておまして、これらには先ほど申しました自分の情報のやりとりの記録、行政機関などが持っている自分の記録、例えば幾ら保険料を納めたとか、幾ら税金を納めたとか、そういう情報でございます。それから行政機関などの手続を一つで済ませる機能、逆に行政機関などから一人一人に合ったお知らせが表示できる、そういった機能ができるようなマイ・ポータルを設置したいと考えております。

本人確認の仕組みといたしましては、現在の住民基本台帳カードを改良いたしまして、個人番号カードを交付するという事で、カードの券面に写真をつけまして、写真で本人が確認できるような免許証みたいなものを作りたいと思っております。これによりまして、本人であること、マイナンバーがその人のものであること、この2つが確認できると考えております。

それから、先ほど申しました事前の評価、第三者機関というのがございます。これが個人番号情報保護委員会というものでございますけれども、これらは基本的にはヨーロッパ諸国にはあるものでございまして、行政とは独立して、行政とか、あるいは行政に関連する機関等がちゃんと情報を管理しているか、あるいは情報のやりとり、ファイルの作成について、ちゃんと情報漏えいとかプライバシーに影響のないようにできているかということを監視するものでございまして、これらにつきましては、行政機関等に対しまして命令、あるいは立入検査等ができるような権限を持たせたいと考えております。組織は、そこに書いてありますように委員長及び6人の委員で、国会同意人事でございます。業務につきましては立入検査、命令、それから委員会規則の制定もできるといふふうにしております。

次に、罰則でございます。今の個人情報保護法、あるいは行政機関個人情報保護法の体系の中でも罰則がございましてけれども、今回、番号のついた情報につきましては、それをより加重しつつ、範囲も広く罰則を設けてございます。

別途、法人番号をつけることとしております。法人番号につきましては、個

個人情報保護の問題がございませんので、自由に閲覧可能なサービスを提供したいと考えております。主に税の場面で使われることが考えられますので、所管は国税庁としてございます。

番号制度でございますけれども、そういう意味で可能性といたしましては、公平・公正な制度を作っていく、あるいは運営につきましても効率性を高めることができる。また、国民の皆様から見ても、そういう手続等がワンストップでできるというメリットもございますが、一方で限界もある。例えば所得の把握につきましては、当然正確性は上がりますけれども、100%正確ということはあり得ないということがございます。

それから、番号制度を将来的に見まして、どういうふうにやっていくかということもあります。将来的には、社会保障・税以外の行政分野とか民間のサービスに活用するという場面においても情報連携が可能になるように、システム設計はしていきたいと思っております。ただ、もちろん、将来ほかの分野に広げるにしても、この番号、マイナンバーを使うのか、別の番号を使うのかとか、いろいろな問題がございます。そういったことも考えていかないといけないと思っております。

今後、私どもとしましては、今回 26 回目となりますシンポジウムを実施しておりますけれども、これらが続けるとともに、地方公共団体との連携等も必要であると考えております。

仮に今、通常国会で法案が成立いたしますと、2015 年 1 月以降、社会保障、税、防災等の各分野のうち、可能な範囲でマイナンバーと法人番号を利用開始いたしまして、2016 年 1 月以降、情報提供ネットワークシステム、いわゆる横の情報連携も開始したいと考えてございます。これがロードマップを絵にしたものでございます。シンポジウムは、今申し上げましたように全国で開催していきたいと思っております。

以上、駆け足で説明させていただきましたけれども、後半のパネルディスカッションでより深めていきたいと思っております。どうもありがとうございました。

司会：向井審議官でした。

続きまして、サイバー大学 IT 総合学部教授、前川徹様によります特別講演

を始めさせていただきます。前川様、どうぞよろしくお願いいたします。

(3) 特別講演

前川：ただいまご紹介いただきましたサイバー大学の前川でございます。

今日は 30 分ほどお時間をいただきまして、なぜ番号制度が必要なのかというテーマでお話をさせていただきます。

まず、番号制度がなぜ必要なのかという話の前に、1つグラフを見ていただきたいと思います。これは国と地方が抱えている長期債務の推移です。見てのとおり急激に増えておりまして、平成 24 年度末時点で、長期債務だけで、240 兆円にもなります。ちょうど 2 日ぐらい前に、財務省から短期債務を含む国の借金の合計額も発表されております。国の借金は、短期債務も含めると、昨年度末の段階で 960 兆円という、たいへんな数字になっています。国民 1 人当たりになると 761 万円の借金を負っているということでもあります。

そもそも財政の基本は「入るを量りて出づるを為す（制す）」と言われているように、そもそも収入に合わせて支出を決めていくことにあります。これは家計も同じですよ。おそらく企業もそうだろうと思います。国も本当はそうなのです。しかしながら、景気対策が必要だとか、あるいは少子・高齢化が進んで福祉の予算がかさむとか、いろんなことがありまして、国の赤字がどんどん膨らんでいったわけでありまして、今、日本の現状を考えますと、少子・高齢化が進む、さらには人口が減少していくという状況に突入しています。こうしたことを考えると、今抱えている膨大な赤字をそのまま未来に引き継ぐべきではないと考えております。

これがなぜ番号制度と関係あるのかと思われるかもしれませんが、情報化は、財政の健全化のための非常に重要な手段であり、情報化には番号制度が不可欠だと考えております。つまり、番号制度を入れることによって、電子政府、電子自治体のより効率のよいシステムを作って、業務の効率化、適正化を図って、なおかつ国民の負担の軽減、あるいは公平化を進めるべきだと思っているのです。つまり番号制度は、電子政府、電子自治体の重要な基礎であるわけです。

民間企業は 50 年以上前からいろいろな形で情報化を進めて、コストの削減、あ

るいは合理化、業務の効率化に取り組んできました。資料にコンピューター用語で、ERPとかPOSとか、いろいろ書いてありますが、こうしたシステムでコスト削減とか、合理化とか、業務の効率化を図りつつ、なおかつ顧客サービスの向上を図ってきているのです。例えばそこにSuica、Pasmoと書いてありますけれども、Suicaは東日本で使われているICカード／交通カードです。Pasmoは地下鉄やバスの交通カードです。これらを導入することによって交通機関は、利用者の利便性を向上させると同時に、コスト削減、駅の改札口での業務の合理化などを実現してきたわけであります。また、情報化は、新製品、新サービスの開発や会社の中における意思決定の迅速化とか、あるいは社内の活性化にも役立っています。

ただ、情報化というのはいいことばかりではありません。得るものもあれば失うものもあります。効率が上がり、コストが削減し、あるいは利便性が向上し、新しいビジネスができ、新しいコミュニティが生まれるというプラスの面もありますけれども、一方で、情報化のコストがかかる。あるいは仕事のやり方が変わるために、情報化された仕事のやり方についていけない人も出てきます。いわゆるデジタル・ディバイドのような話です。それから当然、情報が漏えいしたときには、1回の漏えいで漏れる情報の量が大変大きくなってしまふというリスクがあります。

こういう得るものもありながら失うものもある中で、我々はどうすればいいかということ、得るもの、メリットをできるだけ大きくする努力をすると同時に、失うものを小さくする努力が必要です。ここには人間の知恵と工夫、あるいは努力と協力が必要なのだらうと考えています。

さて、私、実はサイバー大学の教授であると同時に、情報化推進国民会議の専門委員会の主査をしております。情報化推進国民会議は、簡単に言いますと、産業界、労働界、学識経験者、消費者団体等の国民各層の協力を得て、我が国の高度情報化社会の実現に向けて、国民的合意を図るための活動を展開している組織であります。事務局は日本生産性本部に置かれております。

情報化推進国民会議では、2004年から電子政府、電子自治体に関する提言を毎年のように発表してきております。2004年6月には「住民基本台帳ネットワークシステム／カードの普及を目指して」という提言を出しております。2005年

6月には「住基ネット／カードの普及に向けた6つの提言」を出しております。また、2006年5月には、住基ネットの活用で国民・行政に年間183億円のベネフィットという試算結果を発表しております。これを簡単にご紹介したいと思います。

住基ネットは、余り役に立っていないとお考えの方がいらっしゃるかもしれませんが、見えないところで住基ネットは結構役に立っているのです。その住民からは見えない、つまり行政のバックオフィス部分における経済的効果も計算をしてみようということで、計算をした結果です。これは2005年時点の数字ですけれども、住民票の写しの省略、あるいは転入通知のオンライン化、住民票の広域交付、年金の現況届の廃止、それから恩給の申立書の簡素化、20歳到達者への通知、あるいは独自に県が条例を作って住基ネットを使うようにしているのですけれども、そういったものによるメリットを全部足しますと、1年間で183億円の効果が出ているという結果が得られました。

さらに将来的にその使い方を広げていくことによって、年間917億円のベネフィットが得られるという試算結果も得られました。詳細はご説明する時間がないので省略させていただきます。

住基ネットの構築費用は391億円です。平成17年度の運用費は176億円でした。16年度はもう少し多くて191億円です。先ほどの試算のとおり、2005年のベネフィットは183億円ですから、ほぼ運用費用と同じぐらいのベネフィットは得られているということがわかりました。また、計画中の住基ネットの活用範囲を広げていけば、数年後には年間900億円のベネフィットが得られるという結果が得られたわけであり、さらに制度やシステムを見直して活用の範囲を広げていくということができれば、もっと大きな効果を得ることができるわけであり、この試算はとりあえず住基ネットのベネフィットについて計算をしたわけですが、マイナンバーはより広い範囲で活用のできる番号ですから、うまく活用すれば、より大きな効果が出るだろうと考えられます。

2007年7月には「ITの活用により全ての国民が恩恵を享受できる社会を目指して」という新しい提言を出しました。ここで情報化推進国民会議が打ち出したのが「JAPAN-ID」、今のマイナンバーに似たようなものですが、国民識別ID番号制度「JAPAN-ID」を、住基ネットをベースに2010年までに創

設してはどうかという提言を出しました。もちろん安全・安心は非常に大事ですので、それを担保するために、独立した機関として JAPAN-ID 安全センターをあわせて創設すべきだという提言になっています。

2009年1月には、この提言を一步進めて、「IT社会を支える認証基盤の確立を目指して～国民の安心を担保する仕組みを構築し、『JAPAN-ID』の早期実現を～」という提言を出しています。これは前の提言と大きく二つ違う点があります。1つは、国民が安心して利用できる仕組みを構築しないといけないということで、日本型セクトラルモデルを提案しています。セクトラルモデルについては後で説明します。

2つ目は、国民が自分の個人情報へのアクセスを自らが確認できる仕組み、つまり、自分の情報を、誰が、いつ、何の目的で、何の目的というのは難しいかもしれませんが、使ったのかということがわかる仕組みを構築すべきだという点です。

さて、国民IDが必要だと考える背景には幾つかのものがああります。数年前に年金記録問題というのがありました。この時に、氏名の読み違いや転記ミスによって記録が断絶してしまうということが分かりました。現在、住基で個人識別情報として使われている住所、氏名、生年月日、性別という基本4情報で、その時点の個人を識別することは可能ですが、過去のデータとの接続のためには、この4情報だけではどうもまくいかないということが分かったわけです。

それから、金融資産とか固定資産の捕捉が十分できていないという問題、年金、国民健康保険の滞納や徴収逃れという問題もありますし、あるいは成りすましによる詐欺とかトラブルが特にネット上で大きな問題になっています。

そこでこうした問題を解決するために、国民IDを導入すべきだと思っています。まず国民IDの目的としては、日本に居住する人の公的な身分証明に使う。自治体毎に発行していた住基カードを廃止して国民IDカードを発行します。それから、国民IDを行政サービスの向上、行政コストの削減のためにりようする。公正・公平な社会、あるいは弱者に優しい社会、外国人にも開かれた社会を実現する、これらを目的にして国民IDを導入するという提言になっています。

国民IDの対象者は、日本国籍を有する人、つまり国内の日本人はもちろん

ですが、外国に居住している日本人を含み、さらには日本に居住している外国人も含めるべきだという提言になっております。

国民IDの付番は出生時、あるいは外国人が外国人登録をしたときに振る。居住者については住基ネットをそのまま活用する。番号は原則として生涯不変。国民IDの利用範囲は、行政サービスに加え、特定の民間サービスも入れるべきだという提言になっています。この特定の民間サービスとは何かというと、預金を取り扱っている金融機関、あるいは保険会社、証券会社などが該当します。なぜここまで拡大すべきという提言をしているかというと、これは所得だけでなく、資産の把握もきちっとすべきだと考えているからです。

国民IDの狙いは、第1に行政コストの削減です。第2が給付と負担の公平・公正化です。当然番号を振ることによって行政ミスが少なくなります。そうすると、給付の適正化が図れます。100%ではありませんけれども、税の徴収率も上げることができるでしょう。年金とか国民健康保険の掛け金の徴収率のアップにもつながるのではないかと考えられます。さらに、金融資産もできるだけ正確に把握し、相続税や贈与税の適正化を図ることによって不公平感を解消していけるのではないかと考えています。また、外国人にも開かれた社会にしていくことも、国民IDの狙いです。

さらに、ここは私にとっては非常に力点を置きたいところなのですが、申請型の行政から情報提供型の行政に変えていけるのではないかと考えています。今の行政は、多分皆さんもご存じだと思いますが、何か行政のサービスを受けようと思えば、自分が行政の窓口に行って申請をしないとけない仕組みになっています。本来、行政は、私の住所や家族構成、あるいは私の所得を知っています。仮に私が、何かの行政サービスを受ける権利があれば、行政機関は対象であるか否かは分かっているのですが、私が行って申請をしない限り、それに対してのサービスは受けられないという形になっています。

つまり、知っている人はサービスもメリットも享受できるのですけれども、知らない人はサービスを受けられず、損をする社会になってしまっているのです。これは良くないことです。もちろん部門ごとに持っている情報は異なりますから、情報を突き合わせる必要はありますが、そこをできるような仕組みにすれば、あなたはこういう行政サービスを受ける権利がありますよとお知らせ

できるはずです。この仕組みによって、知らない人も知っている人も平等に行政サービスが受けられるような社会にできるのではないかと考えています。

もう1つは、証明弱者への対応です。成りすましや本人確認のトラブルが間違いなく減少します。ネット上で私が私であるという証明が、これは仕組みとしてはややこしいので、ここでは説明はしませんけれども、できるようになります。各種手続での本人確認が容易になりますし、災害時の本人確認、あるいは緊急支援にも役立つであろうと思うわけです。

ただ、これは国民の皆さんの合意が得られないと進められない。技術的に幾ら安全だと専門家が言っても、国民が安心だ、これなら大丈夫だという仕組みでないと導入はできない。それで、セクtral方式の国民IDと、自分の情報がどう使われたかを監視できる仕組みを導入すべきだという提言を出したわけです。つまり、行政の効率化と国民の安心の両立を図る仕組みにしなければならない。そのためには、国民IDを導入しつつも、各行政事務ではそれぞれに別の個人IDを持つ仕組みを導入する必要がある。そうすれば、どこかの業務で個人ID情報が漏れたとしても、ほかの業務では別の個人IDを使っているため、漏れいした番号を使って検索はできない。それによって情報の漏えいの被害の拡大を防げるのではないかと考えたのです。

この図を見ていただきたいのですが、三つの国民IDの運用モデルがあります。一番上はフラットモデルと言われているもので、アプリケーション1、アプリケーション2、アプリケーション3と書いてありますが、これは業務1、業務2、業務3だと思ってください。ここにID-1、ID-1、ID-1と書いてありますが、全部同じ番号を使ってしまふ。そうすると、情報の突き合わせには便利ですが、万が一、業務1のところでデータが漏れいしてしまうと、ほかの業務でも全部同じ番号が使われているので、危険性が増します。

2つ目のモデルは、それぞれの業務ごと、アプリケーションごとに別のIDを持つ仕組みで、セパレーテッドモデルといいます。この場合、1つのIDが漏れても、別のアプリケーションのIDは別の番号なので、安全性は増しますが、アプリケーション1とアプリケーション2の私の個人データを突き合わせるのが大変難しくなります。

この両方のいいところだけを取ったのが、一番下のセクトラルモデルです。既にオーストリアでは使われています。国民IDと呼ぶIDを一つ決めておいて、そのIDからID-1、ID-2、ID-3をそれぞれの業務ごとに発生させるのです。そういう仕組みを作ることによって、セパレーテッドモデルのいいところとフラットモデルのいいところ、両方が実現できる。こういうモデルを構築してはどうかという提言を出したわけでありませう。

この仕組みをとることによって、行政上の必要があれば特定個人の情報の照合が可能であり、かつ、万が一ある業務の個人IDが漏えいしても、他の業務の個人IDは知ることができない仕組みを実現することができます。ちなみに、マイナンバーの構想の中には、このセクトラルモデルの考え方が取り入れられております。

そうはいつでも、いろいろと心配になることがあると思います。まず、情報漏えいの危険性が増大するのではないかと懸念があると思います。ただ、情報漏えいの危険性は、基本的に番号制度の導入との関連は非常に薄いと考えられます。なぜなら、既に我々の情報はさまざまところで電子化されています。行政の中で、市町村の中で電子化されています。電子化されていれば、それに番号があろうがなかろうが、情報の漏えいのリスクは変わりません。番号が分かれば引き出しやすいのではないかとと思われるかもしれませんが、今やコンピュータ能力の向上によって、名前や住所、生年月日をキーにして情報を検索して引き出すことは、ファイルにアクセスさえできれば可能です。

したがって、個人情報蓄積されたファイルにアクセスできないような仕組みをきちんと作ることによって、個人情報漏えいを防止しているのです。番号のある、なしではないのです。ファイルへのアクセス管理、アクセスしたログの管理をきちんとやる、あるいは情報を暗号化して、ファイルを取り出してもその情報を見えなくしてしまう、そういう技術によってプライバシー、あるいは個人情報が守られているのだとご理解ください。したがって、番号を振ろうが振るまいが、情報漏えいのリスクにそれほど大きな違いはないということです。

先ほどのご説明にもありましたが、マイナンバーが導入されても、これまでと同様に情報は分散管理されるということになっています。1カ所に全部の情報を集めようとしているわけではないです。そういう意味では危険性は変わり

ません。結局のところ、情報漏えいの危険性は、個々の情報管理、個々の業務の電子データの管理のあり方に依存しているわけです。番号制度を導入したからといって、個人情報の漏えいの危険性が変わるわけではありません。

番号が分かると、役所の端末機から自分の情報がずるずると芋づる式に出てくるのではないかと心配される方がいらっしゃると思いますが、こういうことはありません。仮にある業務から個人情報が漏えいしても、セクトラル方式を利用していれば、業務毎に異なるIDを利用しているので、その番号で他の業務システムのデータを検索をすることはできません。そういう意味で、セクトラル方式の導入は、非常に重要だと思っています。

もう1つの懸念は、国家による国民の管理・監視につながるのではないかといいものです。資料には医療、障がいに関する情報と書きましたけれども、将来的な構想の中には入っているので、そこは慎重にやっていかないとはいけません。少なくとも個人の思想とか信条、日々の私たちの行動等、センシティブな情報までを管理しようとしているわけではありません。すべての個人情報が一元管理されるというわけでもない。また、番号や個人情報の不正利用については、第三者機関による監視・監査、あるいはマイ・ポータルのアクセス記録が大きな抑止力になるだろうと考えられます。

行政機関が業務の遂行のために必要な情報を把握するというのは当然のことです。中には、自分の所得はできるだけ秘密にしておきたいとお思いの方もいらっしゃると思いますが、全納税者の所得を、できれば資産も正確に把握するということは、公平で公正な社会を作るためには非常に重要なことです。全員が正直な方ばかりで、不正直な国民は一人もいないというのであれば、所得の捕捉率は100%になるでしょうけれども、実態は、皆さんも多分ご存じのとおり、そうではないわけです。そういう意味で、マイナンバー、あるいは情報化推進国民会議が提案をしている国民IDを導入することによって、より公平で公正な社会が作れるだろうと期待しています。

既に外国では幾つもの国が共通番号を導入しています。そういう国で、国家による国民の監視とか管理が問題になっているのでしょうか。懸念されるようなことは全くないとは私も言い切りません。しかし、私は、こういうことが問題になっているとは幸いにして聞いたことはありません。そういう意味で、そ

ここまで心配されることはないのではないかと考えております。

さて、まとめです。民間企業は、情報化によってコスト削減、業務の効率化、さらには顧客サービスの向上を実現してきました。同じことを国もできるはずで、国と地方の膨大な債務は、人口が減少していく、少子・高齢化が進む日本の未来に、このまま引き継ぐべきではないだろうと私は思います。そういう意味では、効率のいい電子政府、電子自治体を作り、少しでも財政の健全化を進めるべきだと思っているわけです。情報化は財政健全化の非常に重要な鍵になるもので、行政コストの削減、あるいは給付と負担の公平化・公正化、不公平感の解消に役立つだろうと思います。

情報化を進めていくときに大事なものは、得るものを大きくする、失うものを小さくする努力であります。その一つとして、セクトラルモデルの採用と第三者機関の設置は非常に重要だと考えます。国民IDの導入によって、申請型の行政を情報提供型の行政に変えてほしい。つまり、制度を熟知していなくても行政サービスをみんなが平等に享受できる社会、知らないから損をするというものではなくて、知らない人も知っている人も同じようにサービスが受けられる社会、公平で公正な社会の実現のために、私はマイナンバーの構想に積極的に賛成をしたいと考えております。

30分ほど時間がたちましたので、これで話を終わらせていただきます。どうもありがとうございました。

司会：前川様、ありがとうございました。

それでは、ここでおおよそ10分間の休憩に入らせていただきます。お席をお離れになる際は貴重品をお持ちいただくようお願いいたします。

それでは、おおよそ10分後、2時35分までご休憩ください。

[休 憩]

(4) パネルディスカッション

司会：皆様、お待たせいたしました。ただいまよりパネルディスカッションを始めさせていただきます。

それでは、ご登壇者の皆様のご紹介をさせていただきます。

先ほど特別講演をしていただきました、サイバー大学IT総合学部教授、前川徹様。

日本弁護士連合会情報問題対策委員会委員、吉澤宏治様。

日本経済団体連合会電子行政推進委員会電子行政推進部会長、リコージャパン株式会社顧問、遠藤紘一様。

東京地方税理士会山梨県会長、小泉久司様。

番号制度創設推進本部事務局長、峰崎直樹内閣官房参与。

内閣官房社会保障改革担当室、向井治紀審議官。

そしてコーディネーターは、山梨日日新聞社の向山文人論説委員長です。

なお、パネリスト、コーディネーターの皆様のプロフィールは、皆様お手元の登壇者プロフィールをごらんください。

それでは、向山論説委員長、よろしく願いいたします。

向山：ただいまご紹介いただきました向山です。本日は、このパネルディスカッションの進行役として議論を進めさせていただきます。

今回、うちの新聞社も共催に入っておりますけれども、スタンス的に賛成とかという立場ではありません。あくまでもニュートラルというのでしょうか、国民の約8割がこの制度を知らないという中で、議論の場を提供し、考える場を提供するというつもりで共催として加わっております、私もそういった県民目線の立場から進行役を務めさせていただきたいと思っておりますので、よろしく願いいたします。

それでは、先ほどお三方、峰崎さん、向井さん、前川さんには講演等ご発言されましたので、発言のなかった遠藤さん、小泉さん、吉澤さん、この3人におおむね5分程度、それぞれの立場、考え方などを発言していただければと思います。

それでは、遠藤さんからお願いいたします。

遠藤：分かりました。どうもありがとうございます。私は、今ご紹介いただきましたように、日本経済団体連合会の電子行政推進委員会の電子行政推進部会

というのがございまして、そのこの部会長を務めております。後ほど私のご説明に入っておりますが、経団連は、番号制度導入に関しては当初より強力な賛成をしておるといふこととございまして。

これまでの経団連の番号制度に関する動きということと、お手元の資料の1ページのとおり、経団連では長らく番号制度の導入を提言してきております。一番初めのころは1996年からということとございまして。

そして、番号制度を提言した当初の目的と申しますと、急速な高齢化が予測されておりましたので、特に公平・公正な税、社会保障制度の一体改革を実現するために不可欠なインフラであるという点で、導入の強力推進をしておりました。しかし、今日、インターネットを初めとする情報通信技術の急速な発展と普及によって、人々の生活がますます大きく変化しておるといふことと、番号制度は社会保障・税分野で導入することを手始めといたしまして、より幅広い行政分野や民間との連携を図っていくことが必要と考へておりました。

その趣旨をよく理解していただくということと、一昨年ですか、経団連主催で番号制度のシンポジウムを行いました。ここにいらっしやいます峰崎参与にもご参加いただいて、いろいろな団体の方も含めて、全国ネットでこのシンポジウムをやらせていただきました。その際ご紹介したのは、左手にありますような各種団体・組織の賛成の方々をここに列挙してございまして。ご承知と思ひますが、一番下の欄の左側が経団連、真ん中が日商、右側が同友会という形で、経済界挙げて賛成ということとございまして。

番号制度そのものはインフラでありまして、これにどういふものをつけ加えていくかということによって価値が変わってくる。それから、いろんなところで議論されておりますが、懸念も小さくできるという形でありまして。それについては、先ほど前川先生からもお話が一部あったところとございまして。

そして、これがまた重要なところですが、この番号制度が入ることによって、行政の業務の改革が非常に進めやすくなる、あるいは民間との連携が非常に進めやすくなるということと、社会インフラコストの低減、あるいは国民一人一人へのベネフィットの還元が非常に大きく、それも漏れなく、遅れなくされることが期待されるということとあります。

もう1つは、4番目に掲げますように、国と地方、あるいは省庁横断的に連

携をされることによって、行政コストが非常に下がるということが期待されております。私、これはいつも言って、多分ひんしゆくを買っているのですが、国・地方自治体ではできない。それは、組織にはそれぞれの今までのいきさつがありまして、そう簡単に今までやってきたものをぶち壊すわけにいかないということで、これは省庁、あるいは中央と地方を超えた立場のC I O（チーフ・インフォメーション・オフィサー）、私どもはインフォメーションというよりもイノベーションというつもりで使っていることが多いのですが、そういう行政C I Oを置く必要があるのではないかと。

ちなみに、自民党政権から民主党政権、両方ありますけれども、この10年間にI T担当大臣は何人変わったか。この間数え上げてみたら15人です。短い方は2週間か3週間、長くても1年1カ月です。我々民間企業で、C I OになってB P R、業務の改革をやって、I Tも上手に使うということをするのは、どんなに短くとも3年、普通5年から、長いものだと10年ぐらいかかってやってくるわけです。それが国という、企業よりもずっと難しい問題をいろいろ抱えているところが、多分I T担当大臣というのはC I Oがわりだと思いますので、そのように短命ではいけないということで、これが経団連の非常に大きな主張すべきところであると考えております。

4ページ目以降ですが、これはいろんなところで議論もされておりますし、マイナンバーのパンフレットにも出ておりますので、簡単にいたしますが、例えば社員の給料から企業が源泉徴収などをしてしておりますが、そういう作業も電子化されたり、ペーパーになったり、電子化されたり、ペーパーになったりということが行われている。それに付随して、年金なんかもそのたびごとに、事業所が変わるだけでそれをまたやり直しということで、どこかで立ち消えになってしまうとか、そういうことが非常にあります。それが一遍に解決されるということです。

それから医療については、まだ先の話ということになっておりますが、医療費の控除ですとか、あるいは震災や何かのときの的確な医療処置をするためのベースになるとかということで、番号についてはぜひ早く導入をして、まずは社会保障と税ですが、早く民間活用にもなるように、ぜひ進めていただきたい。それからご理解を得たい。ただし、前川先生のお話にもありましたけれども、

個人のプライバシーについては、非常に慎重に、いろんな対策を考えながらやるべきであるということでございます。

私のお話はこれで終わりにさせていただきます。どうもありがとうございました。

向山：ありがとうございました。経団連としては早期導入支持という立場でございます。続きまして、税理士の小泉さん、いかがでしょうか。

小泉：税理士の小泉と申します。どうぞよろしく願いいたします。

私からは日本税理士会連合会、略しまして日税連でマイナンバーに関します意見をっておりますので、そちらをご説明させていただきたいと思っております。

まず日税連といたしましては、番号制度の導入につきましては、社会保障・税分野におきまして、国民の利便に資すること、また行政を効率化させる基礎的なインフラとなるということございまして、総論賛成の立場でございます。

2番目に、番号を利用できる分野につきましては、税務分野、社会保障は現金給付分野に限定してスタートいたしまして、いろいろ問題点も出てくるかもしれないので、制度定着にあわせていろいろな問題点を検証していくべきだろうという立場でございます。

3番目に、番号に何をを使うかにつきましては、先ほど来お話が出ていますように住民票コードをベースといたしまして、それを加工した新たな番号とすることが合理的な選択肢であろうということでございます。

4番目は、番号の情報管理の問題でございますが、1番目の国民みずからが情報活用をコントロールできる措置、2番目が偽造、成りすまし等の不正行為の防止措置、3番目が目的外利用を防止する措置、これらを必須条件といたしております。

5番から9番は各論になりますので、時間があれば後でお話をさせていただきたいと思っております。

まず国民の利便に資することということございまして、そこに図解がございますけれども、社会システムを公平に運用し、行政を効率化させる基礎的なインフラとなる番号制度の構築を目指していきたいと思っております。

1-2、申告納税制度を補完する制度とすることとということでございます。現在の制度は、納税者みずからが所得等の申告を行うことによりまして税額を確定し納付するという、いわゆる申告納税制度が大きくとられているわけでございます。番号制度はあくまでも申告納税制度を補完する制度であって、課税庁側が所得や税額を算定して賦課するような方式であってはならないという立場でございます。

2-1、税務分野及び社会保障分野、これは現金給付ということでございますが、の利用としてほしい。制度導入後、検証を行っていき、対応していくということでございます。

2-2、目的外利用はしない。禁止例がそこに書いてありますけれども、クレジットカードの設定とか買い物等の利用、消費者金融の利用というものではなくて、税の分野では民-民-官の利用形態が望ましいということでございます。そこに例がございますが、まず給与所得者が会社に提示し、会社が行政官庁に提出していく、こういう現行の法定調書の範囲で開始をすべきであろうということでございます。

3でございます。先ほど来言いますように、番号には新たな番号を利用してほしい。

4番は、情報管理については万全の措置を図ることとということでございまして、この点については丁寧な法律の手当てがしてあるわけでございます。

5番目、付番対象でございますが、先ほど来、日本国籍を有する者等々がありましたけれども、税理士会といたしましては、日本国内に財産を有しまして、日本国内で源泉所得を得る非居住者についても対象に追加してほしい。それから法人につきましても、会社法人等番号を有しない登記のない外国普通法人についても、課税の公平の確保という見地から付番をしてほしいということでございます。

6番目、税務手続の効率化を図る。現状、国税、地方税につきましては共通、あるいは類似手続が多いわけございまして、これらの手続の重複を排除し、一元化することによりまして、手続の効率化を図りたいということでございます。

7番目、ICカード、マイ・ポータルの整備でございますが、ICカードに

は番号を例外なく記載してほしい、いわゆる可視化にしてほしいということでございます。それから、法人にもマイ・ポータルを設けていただきたいということでございます。

8番目、中小企業の事務負担に配慮をいただきたいということでございます。多くの中小企業が源泉徴収義務者とか、あるいは特別徴収義務者という形で番号取扱事業者になるものと思われまけれども、利便性とセキュリティ、安全性ということがどうしても問題になってくるわけございまして、そのバランスをとりながら、中小企業の事務負担が過重にならないように、できるだけ配慮をいただきたいということでございます。

最後に9番目でございますが、これは我々の業界から行政に対してお願いしていることでございます。税理士の立場を明確にしてほしい。まず1つは、現在e-Tax等で電子申告を行っているわけでございますが、税理士には代理送信が認められておりまして、これの継続と、送信業務を税理士法に基づくところの税務代理業務に含めてほしいというお願いでございます。

それから納税者情報につきましても、マイ・ポータル上のものは代理送信する税理士も閲覧可能としてほしいということでございます。また、マイ・ポータルにアクセスするためのICカードにつきましては、日税連が発行している電子証明書も追加してほしい。これは業界からのお願いでございます。こんなことを税理士会としては思っているところでございます。ありがとうございました。

向山：ありがとうございました。総論賛成というところでしょうか。

続きまして、弁護士の吉澤さん、ご発言をお願いします。

吉澤：ありがとうございます。日弁連から参りました、山梨県弁護士会所属の弁護士の吉澤と申します。

私の所属する日弁連という団体は慎重な立場をとっております。本日、唯一慎重派だと思っておりますけれども、発言をさせていただきます。マイナンバーってなぜ必要だと思うんですかということで、お話を進めさせていただきます。

あなたはマイナンバーが必要だと思いますかということで、内閣府による世

論調査が昨年行われています。先ほどからご案内がありますけれども、「必要」と答えた人が57%いらっしゃいます。でも、そのうち「どちらかといえば必要」という答えが39%です。さらに言いますと、マイナンバーの「内容を知っている」人は16.7%しかいない。「内容を知らない」人は83.3%である。どうして内容を知らない人が「必要」と答えられるのか、これが日弁連の一番の疑問であります。

さらに、漏えいなどの個人情報に対する不安が「ある」と答えた方は85%にも上ります。産経新聞などはこういう報道をしました。本当の意味で、多くの国民がマイナンバーを求めていると思われえないというのが、日弁連が慎重な立場をとる理由でございます。

ちなみに、先ほど前川先生から国民IDのお話がありましたけれども、国民IDとマイナンバーとの違いというのは皆さんおわかりでしょうか。そのあたりもわかった上で賛成、反対を言うべきではないかというのが私たちの立場です。

では、マイナンバーはなぜ必要なのかといったところで、向井審議官からも先ほどお話がありましたけれども、「番号制度でできること」が、大綱と呼ばれる、昨年政府から出た文書に載っています。見ていただくとお分かりになると思いますけれども、1から6までありまして、賛成しないのがおかしいよね、ということが並んでいると思います。でも、よく見てくださいということですが、番号制度ですること」とは一言も書いていなくて、できることという表現です。これまでも後期高齢者医療制度の廃止、子ども手当、年金通帳、実際にどうなっているかというのは私が言うまでもありません。さらに、最低保障年金も最近やり玉に上がっております。さらに言えば、大綱を読んでもいただくとお分かりになると思うんですけれども、番号が無くてもできることもいっぱい書いてあります。

まず、よりきめ細やかな社会保障給付の実現という部分ですけれども、具体的にどんな社会保障給付をしてもらえるのか、皆さんおわかりになりますか。所得比例年金、給付付き税額控除、総合合算制度、こういったようなものが大綱の中に出てきます。内容をご存じでしょうか。さらに、まだ導入は決まっていません。結局、社会保障といったら財源がないと実現できないことばかりで

す。これまでの目玉政策と同じになりませんか。さらに、過誤給付や給付漏れ、二重給付等の防止という観点が出ておりますけれども、これって新たな番号が無いとできないのでしょうか。その辺をお考えになったことがありますでしょうか。

しかも、総合合算制度が今回提案されていますけれども、総合合算制度というのは、結局、自己負担の合計額に上限を設定する制度ですから、国民一人一人がどのぐらいの給付を受けて、どのぐらいの負担をしたのか、それがすべて把握されることになります。社会保障個人会計というのは以前からありまして、骨太の方針に出てくるのですけれども、こういったものの使い方によっては、経団連さんから 2004 年 9 月に出ている文書ですけれども、「財産相続時における、社会保障受給額のうち本人以外が負担した社会保障料相当分と相続財産との間で調整を行う仕組みも検討すべきである」という提言も出てきます。ですから、社会保障の充実ではなくて、逆に社会保障の縮小という方向に使われるおそれも十分にある制度であるということになります。

次に、所得把握の精度の向上の実現という部分ですけれども、これもよくマスコミなんかで報道されています。番号を入れると所得把握の精度が向上する。確かに向上するとは思いますが、納税者番号というのは、もともと法定調書というものを支払いを行う人から税務署に提出してもらって、それを番号を使って突き合わせるという仕組みです。ですから、法定調書を求める範囲次第で所得把握の精度は変わります。当たり前のことです。その範囲は今より広がるのか、これもまだ決まっていません。皆さん、もしコンビニでおにぎりを買って調書を提出しろという話になったときに提出するかというと、そんなことはないと思います。さらに、他人に知られたくないような買い物、私の場合にはダイエットとか、はげ薬とかですけれども、そんなものを出しますかという、出さないと思います。

しかも、これは大綱にも書かれていますけれども、海外の資産や海外取引の把握は難しい。さらに、事業所得の把握にも限界があるとされています。当然、所得把握は今よりましになると思います。しかし、所得がどれだけ正確に把握できるかは今のところ不明です。低所得者の所得ばかり正確に把握されるといった結果にもつながりかねません。先ほどから話が出ていないと思いますけ

れども、一番不公平な部分というのは、超高額所得者の累進税率による税負担の割合が最も不公平なのではないか。その部分を変えるほうが先決なのではないかと思います。

マイナンバーはなぜ必要なのかということで、災害時の活用が出てきます。大震災を受けて加わった部分ですけれども、幾つか使い方が大綱に書いてあります。また見ていただければと思いますが、今、災害時の活用といっても番号をどうやって使うのか、皆さんぱっとお分かりになりますか。具体的な使い方については書いてありますけれども、番号が無くてもできることばかりというのが日弁連の評価です。

さらに、事務手続の簡素化・負担軽減、これは当然重要だと思います。前川先生がおっしゃることも非常に重要なことだと理解をしております。ただ、皆さん番号がなくて今まで困ったことがありましたか。どうしても番号がなくて困ったなといった場面がありましたか。さらには、番号が無いとそういったことはできないのでしょうか。情報化を否定する趣旨ではありません。ただし、情報化＝番号ではないのではないかと考えております。

続いて、マイナンバーは安全なの？ということでお話を続けさせていただきますけれども、マイナンバーの特徴は、個人情報の名寄せ、個人情報の突き合わせを目的とする制度で、民間でも見える番号として使用することが予定されています。この辺が住基ネットの住基コードとの違いです。

そして、そこに挙げた3つのことについて、基本的に危険があるのではないかと大綱にも謳われています。実際アメリカや韓国などでは、個人情報の漏えいや不正利用が社会問題になっています。皆さん、そういう社会に住まわれたことがないからお分かりにならないと思います。私もそんなにぴんときません。でも、実際どういうことが起きたのかというのは、例えばCNNニュースという、PIJという団体が出しているアメリカの公聴会の結果をまとめたものですとか、あとは宣伝になるのですけれども、日弁連が出しています本の中にもちょっと書いてあります。基本的には、不正利用によって多大なる被害を受けている方の具体的な証言とかが出ています。

次に、政府としても個人情報の危険に対する対応ということで幾つものメニューを挙げられています。左側に書いてあるとおりです。情報連携で番号を

用いないとか、罰則を強化する、第三者機関による監視とか、こういったことが書いてあります。

まず、番号を用いない情報連携ということですが、各データベースは分散管理されるとおっしゃいましたが、各データベースに共通番号が振られるのではないかと考えられます。さらに、情報連携基盤を使わない連携というのは法律でも例外として認められています。番号の利用範囲・目的を法律等に明示し制限すると言いますが、ご存じかと思いますが、住基ネットはこういうことに使うと書いてあって、それが抽象的に書いてあるので、何に使っているのか全くわかりません。罰則強化と言いますが、過失犯は処罰対象外です。情報漏えいのほとんどのケースは過失的な取り扱いが多いのではないかと考えられます。その方たちは特に罰則を受けるわけではありません。

第三者機関による監視ですが、先ほどもありました。委員さんが6人で1億2,000万人の個人情報を全部監視していいのか。日本ではとても無理ではないかと考えております。特に民間部門でも利用がされることになった場合には、本当に手が回らないということになってくるのではないかと考えられます。さらに、マイ・ポータルという、みずからアクセス記録を確認する仕組みですが、情報提供ネットワークというコンピューターシステムを利用しない情報連携は適用外だと。つまり開示されないということになっていますし、利用した情報連携でも、個人情報保護法の例外がありまして、それで開示されないということが予定されていると思います。

政府の考える個人情報保護措置を講じて、個人情報の不正利用・漏えいを完全に回避することは困難だと考えています。さらに、セキュリティに絶対の安全がないというのは皆さんに私からお伝えするまでもない、最近の例があります。さらに、デジタル社会の個人情報は、デジタル化されていますので、一度流出したら、それをすべて消すということはできません。にもかかわらず、被害を受けた個人の被害回復手段は今のところ何ら準備をされていないのです。

最後に、費用対効果についてお話しさせていただきますが、基本方針というのが2011年1月にありまして、提示するとなっているのですが、未だ政府としての公表はありません。しかし、初期費用は6,000億円超、これは中間とりまとめで政府が出したものですけれども、とも、5,000億円とも、1兆円と

も言われています。さらに、当然ランニングコストが必要です。ハッ場ダムは大型公共工事ということで問題になりましたけれども、この事業費に匹敵する金額だと考えられます。公共工事がコンクリートからITに進んでいくのでしょうか。費用も効果も分からずに、皆さんは今回の制度に賛成できるのでしょうか。

マイナンバーは、あくまでも政策を実現するためのツール、手段の一つにすぎません。導入目的が具体的に何ら明らかになっていませんし、番号が必要不可欠なのかもわかりません。ですから、そもそも現時点で導入する必要はないと考えます。しかも、個人情報に関する危険がないのであればいいのですけれども、それは避けられない。さらに、費用対効果も何ら明らかになっていません。一段と導入する必要はないし、すべきではないと考えます。

あくまでも現時点でといったところを留保させていただきますけれども、私はマイナンバーの導入に反対をいたします。ただし、今私が簡単にお話をさせていただきましてけれども、番号でどういうことをするのかということをちゃんと明確に把握されて、さらにどんな危険があるのかということもちゃんと明確に把握されて、そういう中で皆さんが議論をして、最終的に、個人情報は多少犠牲になっても便利さを選ぶべきだという判断になるのであれば、その時点で導入は考えられるべきだと考えております。以上でございます。長くなりましたのですみません。

向山：ありがとうございました。先ほど多少申し遅れましたが、このパネルディスカッション部分と後半の会場の皆様との対話の部分というのは、ほぼ半分ずつぐらいの時間で考えておりますので、あらかじめご承知おきください。

それでは、お三方にそれぞれの考え、発言等をいただきました。その辺を踏まえて、私からパネリストの方々に質問をしてみたいと思います。

1つは、ちょっと吉澤さんの発言ともリンクするかもしれませんが、かつて国民総背番号制度とかグリーンカードというものが提唱されて、管理されとか情報漏えいの危険でご破算になったという経緯があったかと思いますが、今度のマイナンバー、番号制度で当時の懸念がクリアされるのかどうかというのを峰崎さん、向井さんにお聞きしたいと思います。お願いします。

峰崎：ありがとうございます。今、吉澤さんから非常に重要な視点だと私たちは思っていますし、それを国民の皆さんにも理解していただけるよう丁寧に説明していきたいと思えます。

最初に、過去の歴史上、私もちょっと調べてみたら、最初にこういう番号制度を入れようというのは、佐藤内閣の末期、1960年代後半に行政管理庁というところで番号制度を入れようとしたのが始まりです。あらゆる行政に番号をつけてコントロールしていいかという提案でございました。余りにもこの範囲が漠としていました。ようやくプライバシーとか、そういう問題についての関心が高まってきたときでもあり、これは、その当時、国民の皆さん方に受け入れられませんでした。

その後、グリーンカードというのは、もう皆さん余り覚えていらっしゃるかもしれませんが、1980年に入ってくるわけです。当時は少額貯蓄優遇制度ということで、マル優がございました。300万円までが非課税ということで、これが郵便局などになると、たくさん口座を作って、一体だれがどのくらい貯蓄しているのかが分からないということで、これは余りにも不公平ではないか、あるいは高額所得の方々がこれを非常に有利に使っているのではないかと、税の公平性を追求するという観点から、少額貯蓄の名寄せをやっていいかということで、グリーンカードという制度が一度は国会を通りました。

そして、コンピューターを導入して、いよいよ稼働しようと思った矢先に、私も政治家だったものですから、こういう言い方を許していただきたいのですが、郵政族のドンと言われていた、確かご当地の金丸信代議員が、これはだめだと言ってストップをかけられて、最終的に1985年にこの法案は廃案になりました。お金が海外に逃げていくとか、そういうさまざまなことが言われていたわけですが、私は、公平性を追求するという観点からすると、こういう問題はきちんとやっておくべきでなかったのかなと思っています。

そういう意味で、今回は、いわゆる税を把握する。社会保障というのは、所得情報がきちっとしないと真に手を差し伸べるべき人を把握できないのです。例えば、私たちが公営住宅に入りたい。そうすると、「あなたの所得証明を持っ

てきなさい。」何かをやろうとすると「所得証明を持ってきなさい。」ということで、所得との連動が非常に強いわけですが、その所得がクロヨンとかトーゴーサンピンと言われるように不公平であると、サラリーマンの人たちが、ばかを見ているのではないのかと不公平感を感じるわけです。

できる限り所得把握の公平性を追求するというのは、この番号制度を入れるときの1つの条件だろうと思っていますが、今、吉澤さんから話があったように、今回そういう観点からだけではなくて、格差社会が非常に広がってきています。低所得の方々が、所得控除とか、あるいはさまざまな仕組みの中で、先ほど前川さんがおっしゃったように、自分たちが本来もらえるのにもかかわらず、申請主義のためにサービスをもらえていないという状況もございます。こういう方々もきちんと把握できるように、そして、そういう方々が社会保障の権利を受諾できるように、そのためにも、番号制度によって、そういう方々をつかむことができるのではないだろうかと思えます。

まだできていないではないかというご指摘があったのですが、番号制度が入ると同時に、今、政府のほうも、給付付き税額控除や総合合算制度、そして、様々なユースケースを作成し、非常にきちんとしたものを作っていくということで準備をしております。これは今までの政権から政権交代をして、そういうところへ変えようということで、政府も今、必死に努力をしている最中でございます。そういうものを進めるために、この番号がツールとして必要だということを理解していただければと思っているところでございます。

向山：向井さん、これについてはありますか。

向井：今、参与が申し上げたことに尽きるのですけれども、やはり時代といえますか、電子化が進んでいるというのが当時とかなり違うのかなと思っています。その一方で少子・高齢化がものすごく進んでいる。少子・高齢化がものすごく進むと、結局のところ、社会保障ということで、高齢者ないし低所得者、あるいは少子化対策等への所得移転の額はこの先どんどん増えていくわけです。逆に言うと、負担がきつい中で給付が増えていくということは、その給付の公平性、公正性の担保をよりきつく求められるようになっていく。そういうこと

が非常に大きいのではないかと考えています。

向山：ありがとうございました。もう1点、導入コスト、ランニングコストの関係をお聞きしてみようと思います。まだはっきりした試算がなされていないかと思いますが、その辺については向井さん、お願いします。

向井：以前、弁護士会の資料にあります中間とりまとめとかで、5,000億円とか6,000億円という、かなり粗っぽい試算もありました。現時点で分かっていることと申しますと、まず情報連携ネットワークとか付番といった基礎的なものの導入経費が大体500億円ぐらいだろうと見ております。それ以外の経費として考えられるのは、既存のシステムの改修費用がございしますが、国のほうは年金のシステムと国税のシステムが主なもの。それから医療保険については、身体情報を1年遅らせるということもあって、どの程度までやるかというのがまだはっきりしておりませんので、そのところは、数字としては非常に難しいのかなと。

それから地方のシステムは、全市町村のシステムの改修費用がございします。それから、個人番号カードを発行する費用がございします。それらがどれぐらいになるかというのは非常に難しいところがございします。というのは、システムの改修は大体どのシステムも毎年に近いほど行っている。こういう大きな改修を行うときは、ほかの改修も必ず行いますので、番号によるものがどの程度になるかというのは、実は非常に切り分けにくい。例えば年金だと、年金の改定額があるたびに年金システムの改修をやっておりますし、税も当然税法の改正があるたびに、要するにほぼ毎年システムを改修しておりますので、その中で番号が入ることによる改修を切り分けるというのは非常に難しいのですけれども、そういった中で全体として見れば、2,000億円とか3,000億円というレベルで抑えなければいけないものではないかと考えています。

そういう意味で、5,000億円~6,000億円はかからないだろうと。あと個人番号カードにつきましても、どの程度の国民に配られるかによって違いますが、当初1枚1,000円以上のコストがかかると考えられていたのですけれども、最近の技術進歩とか大量発注を考えると、1枚500円ぐらいで済むのではないかと。

そうすると、1億人に配ると500億円ということです。半分だと250億円、そういうふうな感じになるかと思います。

向山：ありがとうございました。それから各論の質問に入ります。

あらかじめ参加申込者から質問等を募っておりましたけれども、寄せられているもので、自治体の職員から、管理は国、県、市町村のどこがするのか、在留外国人にも適用されるのか、その辺についてお考えをお願いしたいと思います。

向井：まず基本的に、付番、番号をつけますのは市町村長でございます。ただ、番号そのものは、今、LASDECという地方公共団体の情報化推進をやっている財団法人がございまして、これを改組いたしまして、地方共同法人という形で作る中央のシステムで番号そのものは振り出す。それを市町村長が通知する。また、例えば漏えいしたときの変更とか、そういう付番の事務につきましては、法定受託事務という形で市町村長の事務になろうかと思います。

それから在留外国人につきましては、外国人登録制度が改正されまして、住民登録という形になろうかと思いますが、その対象になれる方につきましては、当然番号も振られるという格好になろうかと思います。

向山：分かりました。あと、パネリスト間で質問、答えというものはありますでしょうか。

前川：過去の国民総背番号が議論されたころとどう違うのかというお話がありましたが、情報技術の面から一言コメントします。国民総背番号の議論は今から45年ぐらい前なので、まだ公開鍵暗号がなく、もちろんRSA暗号もなかった時代です。その頃と比べると、情報を秘匿する技術、特に暗号の技術は格段に進歩しています。1990年代の終わりぐらいからインターネット上でもSSLによる接続、これは実は非常に複雑な公開かぎ暗号を使っているのですが、それがパソコンで使えるようになりました。それからさらに10年経ち、さらに情報技術が進歩し、情報を安全に守る同時に、厳密なアクセスの管理ができる

ようになっている。そういう技術面の変化も考える必要があると思います。

それから、先ほどシステムの構築費用として、向井さんから5,000億円～6,000億円はかからないだろうというお話があったのですが、私は、お金は、それに見合うベネフィットが出てくるのであったらかけていいと思うんです。だから、問題は、どのぐらいの効果があるから、これぐらいのお金を使うのですということ、できれば国としてはっきり言って欲しいと思います。

もう一つは、現政権ではありませんが、2001年にe-Japan戦略を発表して、電子政府、電子自治体の構築に大変な投資をしたわけです。確かに日本のインフラ、特にブロードバンド環境は世界のトップレベルになりました。でも、これを実現したのは政府ではなくて民間企業です。通信事業者が頑張って、素晴らしいインフラを築いてきました。その上で作られた電子政府、電子自治体のシステムは、うまくいっているものもあるのですが、うまくいっていないものも結構あります。これに対する反省がきちっとできていないような気がするのです。利用率などの数字は評価委員会に出ているのですが、なぜうまくいかなかったのかという根本的な原因を究明しておかないと、また同じ失敗をするのではないのでしょうか。

私はもともと霞が関にいた人間ですが、情報システムを作る仕様を決める側が、システムのエンドユーザーではないケースが多くなっています。例えば国民が使うシステムの仕様を、府省の職員が決めていきます。エンドユーザーのニーズをきちんと把握できているのか不明です。PDCAのPlan、Doはやっているのだけれど、Checkはきちんできていない。電子政府の構築で、うまくいかなかった本質的な理由は何なのかを解明していただくことも重要だと思っています。話がマイナンバーからそれてしまい申し訳ありません。

向山：前川さんからは、先ほどの質問に対しての補足の回答もいただきました。

遠藤：今の前川先生の話に続けてですけれども、現在、私は電子行政に関するタスクフォースに出ています。今のお話は一部出ています。一つは、前に電子化のために投資したものの成果はどうしたのか。そこで反省されていることが幾つか出ていまして、今回そういうものが生かされる道筋に乗っているの

す。これまでは、既存の手続を一生懸命電子化したのです。このため、何千億円も使っても、1年間に1回も使われていない手続は結構あるのです。なぜそうなってしまったかという、今ある手続の電子化を自分たちの電子行政の指標にしたからです。ですから、そういうところが非常に安易な形だったわけです。それについて非常に大きな反省があって、今後は一体どこに成果が出てくるのかというのを、もっと民間の知恵も入れて、それからエンドユーザーである国民、企業の要望も入れてということに今なりつつあるということです。それなしには多分投資そのものが許されないのではないかと思います。ですけれども、マイナンバーがあれば、もっと効果が出やすくなるということは間違いないので、その辺は2つ別の話として考えなければいけないということであります。

向山：ありがとうございました。あと吉澤さん、先ほどのお話の中で、なぜ番号を打たなければいけないのか、現状で十分ではないかという部分がありましたが、その辺についてももう少し詳しく説明いただければ。

吉澤：なぜ番号が必要なのかといった部分ですね。

向山：そこに対する疑問ですね。

吉澤：結局、大綱があって、そこに具体的に番号の使い方が出ているのですけれども、幾つか分けて考えていただく必要があると思っています。

まず、具体的にこういうことをやりたいと政府がおっしゃったときに、それは番号が無ければできないことなのかどうか。番号が無くてもできることが入っているのではないですかということです。さらに、年金の分野なんかはそうだと思いますけれども、先ほど前川先生が消えた年金のお話をされていましたが、今現在、番号が無いわけではないのです。基礎年金番号が存在するわけです。ですから、番号を全部無くせと言っているつもりはありませんし、個別の分野で番号が振られているというのを否定する趣旨でもありません。ただ、その番号ではなくて、新たな共通化する番号がなぜ必要なのか、この辺も考え

ていただきたいと思います。

さらに言うと、番号をどこで利用するかといったことですが、政府の範囲内で番号を利用するのか、それとも、民間にどうぞお使いくださいと出すのかといったところです。今回の番号は目に見える番号という形で民間に出ます。これは間違いありません。それをどういうふうにするかということについて制限はかかっていますけれども、例えば私の番号は何番ですというのは、少なくとも雇用主には分かる。さらには銀行には分かるということになると思います。

ですから、その外に出る番号を私の固有の番号としなければならないのかどうなのか。システムの作り方として、すごくいいことができるとおっしゃっているのはよくわかるのですけれども、果たして本当に必要なのかというときには、その辺をよく考えていただきたい。私たち日弁連では、現時点では必要ないのではないかということです。

もう一つつけ加えさせていただきます。さっき落としてしまったのですけれども、プッシュ型の行政です。給付漏れがないようにといった部分が先ほどからございます。これはまさしくおっしゃるとおり、こんなことはないようにすべきだと私も思っています。ただ、それを番号でやる必要があるのかどうか。実は日弁連で市民集会を以前にやったことがありまして、そのときに自治体の方に出ていただきました。自治体の方がおっしゃっていたのは、今の自治体では、あなたには、これこれこういう給付ができるんですよということを伝えたいのだけれども、自分は役割が違うから、それができないのだと。つまり、申請主義からそういうことができるように法改正をしていただければ、それは基礎自治体の窓口でやりますよと。それを電子の世界でやらなくても、私たちはその自信がありますということをおっしゃっていました。ですから、プッシュ型行政が果たして本当に番号が無ければ絶対できないものなのかどうか。先ほど落としてしまいましたので、その辺もつけ加えさせていただきます。

向山：ありがとうございました。この点については。

峰崎：先ほどベネフィットのところで大いぶ答えているのですけれども、前川

先生からまた改めてあったのでお答えします。今、システムをどういう形で作り上げていくか、基本設計なり詳細設計なり、その段階に入りつつあるのです。それが決まってこないと入札そのものがなかなかできないこともあり、幾らコストがかかるのかが分からなかったわけです。

ベネフィットは、これもユースケースで、今、吉澤さんがおっしゃったように、どういうところで使うのか。これは経団連の遠藤さんからもお話があったように、無駄なところを作ったって意味がない。つまり使われないものを作ったって意味がないということなので、そういう点で今私たちが非常に重視しているのは、給付付き税額控除の仕組みを早く考えて、どういう方々にどういう給付が行われ、それは国民にとってどんな利便性があるのかということをしちんとさせてくださいということです。ユースケースができると、どういう番号とどういう番号が結びつける必要があるかも見えてきます。

吉澤さん、一つだけ。これは社会保障とも絡んでくる話なのかもしれませんが、実は文科省から奨学金の問題がこの中に新しく入ってきたのです。今年から奨学金の制度として、卒業したけれども、低所得の場合は、例えば 300 万円以下の収入のときには返さなくていいとか、そういう仕組みにしていこうとしているのです。そうすると、所得の情報と奨学金返還情報—奨学金というのは 20 年ぐらいにわたって返さなければいかんという仕組みです。これは、年金によく似ていて、番号でしっかりと管理しなければいけないと同時に、その番号を持っている方の所得の情報ときちんとつながないと、そういう仕組みもうまくいかないわけです。そういうことを考えていただくと、連携をしないとかなかなかうまくいかないのです。その場合も、勝手に連携されては困るので、法律に基づいて、この所得情報と奨学金の返還情報を結びつけることを第三者委員会で許可してもらい、あるいは国会でそのことの議論をしてもらい。そういうことを通じて、こういう世の中になってくると、公平性という点でも透明性という点でも担保されていくわけです。私は、特に社会保障と税の関係でそういう事例がこれからは出てくると思います。

もう一つ、今、吉澤さんがおっしゃった番号のことです。外に出さねばならないのかという点に関しまして、税に関してはどうしても外に出さないと、民一民一官と情報が伝わっていきません。給与所得者は経営者の方々に対して私

はこういう番号ですよと教えるわけです。そして、この番号を使って給与情報を国税庁、市町村に出していく。どうしてもそこは見えなければいけないのです。その見えなければいけない番号は、納税者番号というか、税に関する番号は不可避だということなので、どうしても必要になってきます。そういうものとほかの情報との結びつけ方は最小限に、しかもそれは漏れないようにということで、先ほど向井審議官からもあったように、そこのところは丁寧に、きちんとやっていこうという発想でございます。以上、私から補足的に言わせていただきました。

向山：わかりました。限られた時間でございます。ここらで会場の方々からの国民対話に移らせていただきたいと思います。

それでは、本日会場にお越しの皆様からご意見をいただきたいと思います。挙手の上、差し支えなければお名前、その場合でもできれば所属というのでしょうか、公務員であるとか会社員であるとか、立場みたいなものは少なくともおっしゃっていただいて、発言をしていただきたいと思います。どなたでも、どのような観点からでも結構でございます。では、お願いいたします。質問のある方はいらっしゃいますか。

(5) 質疑応答・意見交換（国民対話）

質問者①：名前は●●と申します。内閣官房参与の峰崎先生にお伺いをします。

私、昨年東北で震災がありまして、その前の年に先生の講演を仙台で聞いたことがあります。そのときに、23年分の税制改正大綱に民主党は納税者権利憲章の制定、国税不服審判所の改革、社会保障・税の共通番号制度の導入、歳入庁の設置という項目が入っていたかなと思います。納税者権利憲章の制定については、昨年度の通常国会でお流れになった。引き続き検討するという処置になったかと思うんですが、どうしてマイナンバー制度だけひとり歩きをしているのか。納税者権利憲章、国税通則法そのものの改正という先生の講演のときのお話だったと思いますが、その辺はいかがでしょうか。

向山：峰崎さん、お願いいたします。

峰崎：税理士会の支部長さんがおられますので、後で補足していただいたり、あるいはほかの方々も補足してください。恐らく私が仙台で当時、同じような立場で話したと思うんですが、この四つの問題は、平成22年度税制改正大綱で、私たちが政権交代をした直後に、今までの税制上のインフラストラクチャーの非常に大きな部分を改正していきたいという点は、おっしゃられた4点です。もちろんこれ以外にもあるのですが、一つは納税者権利憲章を制定する。これは実は国税通則法の大改正をもくろんでいたわけではありますが、残念ながら、率直に申し上げて自由民主党の方を中心にして、憲法は納税の義務ということは書いているけれども、権利なんて主張するというのは問題なのではないか、あるいは権利を主張し過ぎると徴税側が効率を下げってしまう、だから納税者権利憲章については反対だということが反対理由だったように思います。

残念ながら、参議院で野党が多数なものですから通りませんでした。中身は、例えば、今までは青色申告については所得税についての理由付記、つまりこういう処分をしますというときには、なぜそういう処分をしたかという理由をつけなければいけなかったのです。ところが、これからは白色申告についても、あるいはほかの税についても、処分をすれば必ず理由をつけます。この理由付記が原則つくようになりました。恐らくこれまでの行政手続法の原則からすれば当たり前のことが、国税通則法という、いわゆる税に関する特別法の中ではこれが認められていかなかった。つまり、税は特別だ、だから理由なんかつけなくていいんだ、ちょっと極端に言えばそういうことだったのですが、これが改正されました。ですから、これは大改正だということで、税理士の皆さん方からは大変評価をされています。もし何かありましたら後で教えてほしいのですが、これが1点。それと同時に、調査を事前通告する。文書による通告はなくなったのですが、通告をしなければいけないということも新しく改正されました。

それから、これはもしかすると一般の納税者の方はわかりにくいのですが、今まで、税を納めた、納め過ぎてしまったから訂正してほしいという、いわゆる更正の期間があって、納税側は1年間しかその余裕期間がなかった。徴税側の国税庁のほうは、おまえは納めていないぞ、ちょっと足りないぞというので

3年の権利があり、納税側は1年しかなかった。そうしたら、1年過ぎたものをどうするのかといったら、税務署長さんに、ちょっと納め過ぎたので、ご配慮願えませんかという嘆願書を出さなければいけなかったのです。これを3年・3年、最終的には5年・5年となってしまったのです。私は、国税庁側が2年得をしたのではないかと思って、最後まで抵抗したのですが、これも改正しました。ですから、そういう点では基本的に、納税者権利憲章の分野はかなり大きく改善したことは間違いのないのですが、納税者権利憲章ができなかったということはそのとおりでございますので、これからも努力していこうということです。

番号は今、法案がかかっているところで、これは、全部の党だとは申し上げませんが、自民党も公明党も、野党の主なところは、番号の必要性は認めているので、今度の法案をもし審議していただければ、修正はいろんなところであるかもしれないけれども、私は、番号法は通る可能性が非常に強い法案だと見えていますので、これはまたご支援を引き続きお願いしたいと思っております。

それから国税不服審判所は、去年の税制改正大綱、おととしの税制改正大綱で、国税庁に国税の不服を言いに行くというのはどうもあんばいがよくないということで、大分改正作業に努力をしてきましたけれども、ようやく税理士さんとか専門の方々、民間人が審判官あるいは不服審判官の中に入りましたので、これは数を増やしていくということで、この点は一定の前進がありますけれども、やはり足りない。

それと同時に、国税庁の中から裁判所に調査官ということで派遣する仕組みがあるのです。私は最高裁に聞いたのです。何のために調査官を送っているのかと言ったら、いやいや、裁判所にとってみると、税というのは専門的なので、この国税庁から送ってくれる調査官というのは大変役に立っています、辞書がわりになっているということをおかれて、びっくりしたことがあります。判検交流とか、これは吉澤さんのほうが詳しいと思いますが、こういう行政側の人間が司法の側に行って情報提供するという仕組みは直さなければいけない問題だし、将来的には、知財高裁という形で専門的な高等裁判所システムがあって、我々は租税高裁を作ったらどうだということまで考えていったらいいのではないかとこれはこれまでも議論して、まだ出てきませんけれども、これを

やっています。

そして、今やっているのは歳入庁です。これは国税庁と社会保険庁—今、年金機構になりましたけれども、こういった社会保険と税の徴収部門ぐらいは一緒にやったらどうかということで、現在、党の内部、あるいは政府の内部で検討中で、これがまとまれば、また法案を消費税の引き上げの前ぐらいまでにはできるようにしていきたいという要望が出ているところでございます。今、検討中でございます。

とりあえず私が申し上げた四つの大きな課題は、今そういう進展状況だということだけ申し上げておきます。

向山：小泉さんからいかがでしょうか。

小泉：私、税理士の立場から発言させていただきますけれども、基本的に納税者権利憲章は、個人的には、没になってしまったことは大変残念に思っております。峰崎参与がおっしゃったとおりでございます。ただ、今おっしゃったように、国税通則法の中で更正の請求期間の問題とか、あるいは理由付記の問題とか、さまざまな点で前進はあったと思いますので、権利憲章の問題については、やはり今後の検討課題ととらえております。

あと、マイナンバーの問題について言えば、課税の公平という見地から見ますと、例えば親からもらった資産とか、あるいは株の配当所得とか利子所得で優雅に生活をしながら生活保護を受けているとか、現実にはそういう方もいらっしゃるわけです。日本の税制の中で源泉分離課税という制度がありまして、いわゆる源泉徴収制度だけで終わって申告していないから、所得として捕捉されていないということもございます。やはりそういう利子所得、配当所得などについても、申告分離課税でも構いませんので申告をして、番号で管理していかないと、課税の公平という見地からはやや遠くなってしまうのではないかと考えているところでございます。

歳入庁の件に関しては、現在、日税連でも検討しているところでございますけれども、日税連はやや消極的な立場をとっているようでございますが、これも今後の課題ということでございます。

向山：よろしいでしょうか。それでは、ほかの方、ご質問はありますでしょうか。どんな簡単なことでも結構でございます。

それでは私から、これまで申込者から寄せられている質問に絡めて聞いてみたいと思います。特に個人情報のセキュリティを気にする質問が多いと思いますが、その辺について、一度流出すると被害が膨大というのでしょうか、回復困難という懸念もあるかと思います。その辺について、前川さん、お願いします。

前川：デジタル社会においては、確かに情報が一度流出したら回収困難であることは事実だと思います。また、情報がデジタル化されているということで、大量のデータが流出する可能性が増えているというのも事実です。でも、それはマイナンバーとは何の関係もないです。マイナンバーが導入されていない現在でもそうです。

例えば私がどんな本を買っているかという情報は、最近ずっと Amazon ばかり使っているので、Amazon のデータベースにほとんど入っています。自分が読んでいる本の中には、知られていい本もありますけれども、知られたくない本もあります。あるいは私の所得は、当然のことながら、国税庁の朝霞のセンターに入っています。仮にそこに誰かがアクセスできて、私の名前を知っていれば、あるいは住所がわかっていれば簡単に出来ます。東京都中央区の前川徹を検索すれば、多分一人しかいないでしょう。つまり私たちは既にデジタル化された個人情報の漏えいリスクを抱えて生きています。情報漏えいのリスクは、マイナンバーとは関係ないのです。電子化されている現代社会においては、そういうリスクを我々はもう背負ってしまっているのです。

すでにあるデジタル情報に一つ番号が付加される。もちろん付加されるものは限定されていて、それは用途も一応ははっきりされている。医療機関で病気になっている人の情報にマイナンバーをつけようと言っているわけでもないし、Amazon の私の購入データに私のマイナンバーが追加されるわけではないです。行政のそれぞれ業務ごとに番号をつけておいて、マッチングの必要なところでマッチングする。今、マイナンバーを共通してつけようと言っているのは、基

本的には税と社会保障の関係だけです。この理解が正しければ、マイナンバーを振ることによって情報漏えいの危険性は増えるかと言われると、私はほとんど変わらないと思います。

向山：遠藤さん、お願いします。

遠藤：審議官が専門的なことを話される前に、不正アクセスあるいは目的外利用を防止する第三者機関の働きについてお話したいと思います。吉澤先生のお話の中に人的・物的に監視は不十分とあったのですが、これはどの程度のことを不十分とおっしゃるのか、分かりにくいのですが、少なくとも、法で認可された範囲内の権限を持った人が、権限を持っているデータベースにアクセスするという以外にアクセスしようとすると、それはログが残って、要するに全部記録が残って、おい、ここに変な人が来たよというふうになる、そういうスペックにすることになっているわけです。ですから、もし誰でも来られるというような漠然とした不安をお持ちでしたら、それはありません。要するに、権限を認められた人が、その範囲内の権限を行使する以外のことが行われたら、それは絶対に記録が残ってしまって、第三者機関のほうにレポートが行って、これはどうなっているのかということ調べる活動がされることになっておりますので、それ以上にたぐみな人が出てくると何か起こり得ることだと思えます。

向山：遠藤さんからも説明がありました。あと補足はありますか。

向井：幾つか論点があるので一つずつ。

まず、現在あるマイナンバーの利用範囲については、今、私どもが提出をする法律は税、社会保障、それから社会保障的な、要するに低所得者に関連するような基礎額ですとか、あるいは住宅になっています。その中でも厚生労働省で1年かけて検討することになっております医療の身体情報、これらについては、多分この番号がつかない方向になる。現在の検討状況から見ると、別のそもそも見えない番号を使うという格好になるのではないかと考えております。

そこから先の拡大というのは、法律には何も書いていませんし、大綱には利用範囲を広げる方向と書いてありますけれども、大綱で書いてある利用は、マイナンバーの利用範囲が増えるという意味ではなくて、むしろ情報の連携範囲を広げるという意味に近いのです。情報の連携を広げる場合に、どういうふうな情報の連携の広げ方をするかというのはいろいろあろうかと思えます。それは、さらに今後の検討だと。

そういう意味で、吉澤先生のおっしゃるような見える番号が広がるのは危険ではないかというのは、まさにそのとおりだと思いますので、そのところは、もちろんこの法案では今申し上げた範囲でしか使われておりませんが、今後、利用範囲を拡大するに当たっては、この番号の利用範囲なのか、情報連携の範囲、情報をやりとりする範囲なのかというのがかなり問題になってくるので、安易にこの番号の利用範囲を広げるべきではないと個人的には思っています。ただ、情報連携そのものについては、この先やっぱり広げていく必要はあるのではないか。その手段として、今のシステムでも情報連携そのものは番号を使わないシステム、むしろ住基コードから振り出した符号で連携するシステムを考えている。利用範囲についてはそういうことでございます。

それから、第三者機関の議論がございましたけれども、第三者機関の委員は、委員長1名と委員6名の、合わせて7名になろうかと思いますが、実際に重要なのはその事務局体制で、どういう人たちが、どの程度の人数集まるのかというのは、物すごく重要だと思っています。そういう意味で、この法律というのは、法律もそうですが、どういう運用ができるか、していくかというのは物すごく重要です。

第三者機関の人員をいかにそろえられるか。今いる霞が関の役人だけでは全然だめなので、例えば、それこそ弁護士会から人を派遣していただくとか、あるいは情報技術の専門家を中途採用するとか、そういうことをしていけないといけないのですが、そういうことが本当にできるかというのは、実は非常に難しいことです。これまでなかなかできていないのです。そういうことをやっていけるだけの執行体制を作っていく。第三者機関については、むしろこれからのほうが重要だと思っています。

それから、前川先生からシステムの話がちょっとありましたけれども、そも

そも今のシステムに入っているということは、基本的に何らかの番号ないし符号が使われているわけです。一方で、吉澤先生から、マイナンバー、見える番号がそのシステムの中に入るのではないかと、分散管理といってもマイナンバーも入っているのではないかとのご指摘もありました。私どもは、どっちかという、ハッカーもありますが、役所のシステムというのは閉じられていることが多い。要するに外と繋がっていないものが多いので—外というのはインターネットです—外から入ってくる心配より、これまで起こったのは、例えば年金ののぞき見みたいな話です。

もう一つ、最近ありましたのは海上保安庁の映像が漏れた事件、これは全部内部の職員です。したがって、私どもが注意しなければいけないのは、内部の職員がやった場合にどうか。一人の内部の職員が漏えいをしただけでは決定的なことにならないようにしたいという意味で、情報連携にマイナンバーを使わずに符号を使っているとか、そういう内部職員の牽制体制はすごく大事だと。特にこれまでのそういう不祥事というのは、職員のだれもが見られてしまうぐらいセキュリティが甘かったということだと思っています。それはやっぱりいかなので、今後は内部職員に関しては、マイナンバーを使った情報とか、情報のやりとりができる権限のある者を絞って、かつ、それを指紋認証ぐらい厳格な手段で認証していきたいと思っております。

向山：ありがとうございました。いろいろリスク対策等についての説明があったところです。会場の皆さん、ほかに質問はありますか。

質問者②：私、●●と申しますが、お聞きしたいことがございます。情報記録の確認という点で、マイ・ポータルを設けますというお話です。一つは、ネット環境がないとその確認ができないのでしょうか。これが一つです。

もう一つは、私の母親は現在認知症を患っておりまして、本人がこれを確認することはできないと思います。認知症だけではなく、あるいは子どもに付番されて、その情報が何らか入っていたとしたら、小さい子どもはその確認をすることができないと思います。この2点についてお答えをいただきたいと思っております。

向山：ありがとうございます。マイ・ポータルの問題ですが、向井さんからお願いいたします。

向井：情報記録の確認は、情報公開の一環でございますので、当然文書でできますが、今回のものはネットでもできる。むしろネットのほうが便利だろうという観点で、マイ・ポータルでもできると言っております、情報の公開そのものは、当然のことながら書面で請求することができます。

そうはいつでも、一々申請に行くのは面倒だということもあろうかと思えます。そういう意味で、今回の情報のアクセスログにつきましては、代理人でもできることになっております。今までの情報公開については法定代理人しかできなかったもので、例えば、お母さんの認知症の話がございましたが、後見人になっておれば可能。これは法定代理ですけれども、そうでなければ任意代理人として、お母さんのものを見ることはできます。また、子どもさんの場合は法定代理人でございますので、法定代理人として見ることもできる、そういうふうになっております。また、例えば、私はパソコンなんか苦手だし、嫌いだという方も、信頼できる方を代理人に立てることによって、その代理人がそういうものを見ることになってございます。

向山：今の回答でよろしいでしょうか。

質問者②：認知症で意思能力のない状態でも任意代理人でオーケーということですか。代理権の授与がそもそもできないのではないかと思ったのですけれども。

向井：そういう問題はあるので、おっしゃるとおり、全く意思能力がない場合は代理権の授与ができなくなるので、むしろ後見人になっていただく必要があるというのが正確な話になろうかと思えます。

向山：実は、そろそろ終了時刻が近づいておりますけれども、もう少し意見等

も聞いてみたいと思います。そんなことで、時間の延長を 10 分から 15 分程度お許しいただければと思います。よろしいでしょうか。

それでは、少し時間を延長させていただきます。

質問ですが、それでは右側のほうの方。

質問者③：甲府から来ました●●と申します。2点お聞きしたいのですけれども、今回、社会保障の負担と給付の公平・公正ということが非常に言われているのですが、私は疑念がありまして、結局、これからの社会保障は、負担をした部分だけが給付に使えるのではないか。言うならば、そうやって社会保障全体を削減していくというねらいがある、こういうふうなことを私は非常に懸念しているのです。ですから、例えば税金を納めた分だけ、例えば社会保障料を納めた分だけ、これだけがあなたの給付として使えますよと。一人一人が全部そういうふうな形で管理されていくような方向が強まるのではないかということが一つです。

もう一つは、富裕層に対する所得隠しという非常に大きな問題があると思うんです。果たしてマイナンバー制によって、所得隠しとか、そのようなことがきちんと管理されるのかどうなのか、そんなことも私は関心のあるところですがけれども、もしお答え願えたらよろしくお願いします。

向山：管理強化の危険と所得隠し対応の2点でしょうか。

峰崎：向井審議官もこの分野は得意なところですが、まず私からお答えします。恐らくおっしゃっているのは負担と給付の関係で、個人会計、先ほど吉澤さんがおっしゃっている点だろうと思います。かつて自公政権の時代に、経済財政諮問会議等で竹中平蔵さんたちを中心にした方々、あるいは今日も経団連の方がお見えになっていますが、そういうところから、個人別に会計を作って負担と給付をやろうという考え方が出ました。社会保障というのはみんなで支え合っていく制度ではないか、とりわけ積み立て方式ではなくて賦課方式ということで、後の世代が前を支えていく、そういう世代間で支え合う仕組みが基本になっていますので、そういう点では、私は、個人会計という仕組みはとるべ

きではないと個人的には考えています。ですから、今の政権で個人会計システムをとろうという考え方を出したことは一度もないわけであります。

ただし、最近非常に強調されてきているのは、今私が言った世代間に格差があるではないかという点です。例えば年金で言えば、私は今67歳で、年金受給世代でございますが、自分が納めた年金の4倍もらっているという言い方をされ、若い方々、今生まれようとしている人はほとんど1対1だとか、かえって損するようなこともあるんだぞという世代間の違いを指摘される方が多いのです。私は、こういう意見に対して、格差があることについては間違いない事実で、過去の経済成長とか、あるいは年金制度がまだ成熟していない最初の段階であれば、納めた金額が少ないのに給付はきちっと出しているということは十分あり得ることだと思うんです。ただ、そのことが本当に公平か公平でないかということ考えたときには、かつて我々の先輩世代が作ってくれたインフラストラクチャー、例えば教育制度、あるいは通信制度、さまざまな制度を先輩の方々がこの社会で作ってくれているわけですから、そういうものがある中において、現役世代はその便益を受けているではないか。だから、直接的な負担と給付の関係だけではなくて、そういう広い意味での社会の世代間の継承ということをきちんと見るべきではないのかなと。

そういうことを考えたときに、その違いは許容し得る範囲なのか、許容し得ない範囲なのかということが論点になるのではと思います。そういったことについて、直接的な負担と給付の関係だけに着目して世代間の格差を強調する論議は、私は、今申し上げたように、みんなで支え合っていくのが社会保障制度ですよという考え方を弱めてしまうと思っています。今質問があった方の、まさに社会保障を弱めようとしているのではないかということに関しては、私も同じ考え方を持っておりますので、そういう個人会計みたいなものが出る時は、私も、あるいは今、政府としてもそういう考え方をとっていないし、反対だということだけは申し上げておく必要があるのかなと思っています。

それから、富裕層の所得隠しの問題ですが、率直に申し上げて、確かに富裕層が所得を海外に移転するということが最近非常に増えてまいりまして、最近で言いますと、最高裁で武富士の側が勝ってしまったわけですが、所得が海外に移転されることについても、特にタックスヘイブンとかオフショア市場とい

う、なかなか日本の主権が及ばないところに所得を持ち込んでしまうケースがあります。現行の税の体系の中で、こういう不十分な点が残っております。今、アメリカもテロの問題があるし、リヒテンシュタインとか、あるいはスイスもそうではありますが、そういう小さな国々が守秘義務を持って、海外に送金された事実をなかなか明らかにしないというのが今までの例でございました。しかし、国際的に条約を結んで、だんだんと送金情報とか、そういったことを明らかにしていこうではないかという流れが今強まってきていますので、日本の租税条約の締結、あるいはお金を動かしたりするときの資料情報の提供を密にするということが非常に必要なのかなと思っております。

ただ、富裕層といっても、日本の富裕層と諸外国の富裕層は桁が違うぐらい、アメリカなんかは富裕層が非常に高うございまして、ああいう格差をもたらした結果、「ウォール街を占拠せよ」という大運動が起きています。一方、日本の経営者層の皆さん方の所得は、高くて1億円か2億円といったところですが、一番問題になってくるのは株の配当課税、あるいは株式の譲渡益課税、これが上場株式の場合は、今、利益の1割しか払わなくていい。しかも源泉分離でございまして、だれが払ったかもはっきりしない。ここはやはり少しメスを入れていく必要があるのではないかということは、絶えず我々も意識しているということで、これからもしっかりと進めていかなければいかんかなと思っております。

向井：若干補足させていただきますと、先ほどの社会保障個人会計の話は、吉澤先生の資料にちゃんと正確に書かれております。それで、もともとの話というのは、負担とわかるように情報提供するという話と、あわせて、超えた分について相続財産から召し上げられないかという話だったのです。その当時、ということが問題になっていたかというのと、よく特別養護老人ホームに親を預けていて全く見に行かない。そのうちに親は年金の貯金だけたまっていって、親が死んだら年金でたまった貯金を子どもが取りに行くのはけしからんみたいな報道なり何なりがあったときに、それだったら差額分を相続財産から取ればいいではないかという議論があったのは事実です。

では、マイナンバーが出てきて、そんな話になるのかということですけど

も、まずおっしゃった負担によって給付を制限するということは、将来およそ起こり得ないと私は思っています。なぜ起こり得ないかという、よほどの高所得者でない限り、ほとんどの人が圧倒的に負担より給付のほうが多いからです。したがって、そういうことは多分制度的に無理だし、理念的にも社会保障とか社会保険というのは、基本的に助け合うことによって、もっと言うと所得の再配分を行うことによって成り立つ制度ですので、それを否定するような制度は基本的には行われたいでしょう。

そういう意味で、そういうことは起こりませんが、一方で、少子・高齢化が進みますと給付と負担がきつくなっている。もう既に完全に出超になっているのは事実なので、あらゆるところから財源を取ってこないといけない。そういう社会保障財源として相続税というのは考えられるだろうと思います。相続税ないし相続税の変形は今後起こり得ると私は思っております。

それから、富裕層に対する所得隠しについては、特に海外源泉の所得というのはなかなか難しいですけれども、この制度でできるだけ国内源泉、国内に原因のある所得については、特に預金口座に番号が入ることになれば、かなりの部分、牽制効果が起こると思っています。というのは、税務調査したときに預金が全部見られるので、預金の出入りが全部わかってしまうのです。今の取引はほとんど現金ではないですから、本物の現金でない限りは大体わかるのではないかと期待しています。

向山：以上のような回答でございます。時間的に最後の質問受け付けにしたいと思っております。他にいらっしゃいますか。一括して受けて、一括回答としたいと思っております。お一人だけですね。それではお願いします。

質問者①：すみません。もう一度お願いします。外国でも多く番号制度がありますが、マイナンバー制度と1点大きく違う選挙、電子投票を日本ではどうして採用しないのか、もう1点、番号の利用禁止の除外は政令で定めるのかどうか、その2点をお願いします。

向山：電子投票はちょっと次元が違うのかもしれませんが。

峰崎：実は私、国会議員をやっておりまして、国会の議員会館に電子投票の、多分ベンダーがおられて、こういう仕組みにしたら便利ではないですかとか、スピードが上がりますよということになって、やっているのですけれども、国会議員の中で電子投票をやろうかというのが盛り上がらなかったのです。アメリカは各州によって違って、アル・ゴアが最後にブッシュに負けたのは、フロリダ州でパンチのミスではないかということが大問題になりましたよね。何で電子の先進国であるアメリカがやらないのかなと思うぐらいです。日本では、電子投票をどういう仕組みにすればいいのかというのは、まだ電子投票に関する議論が盛り上がる以前の、一票の格差だとか、あるいは選挙制度のあり方だとか、そういったところにまさに国会議員というか、政治の関心が行っていませんので、電子投票については、まだ盛り上がらなかったなど。将来はわかりませんが、私は、その点だけ触れさせていただきたい。

向井：もう一つの政令で定めるのかという点につきましては、多分法律で言うと 17 条 11 号のことを指されておるのではないかなと思うんですけれども、例えば国会の国政調査権、あるいは司法における捜査、調査、裁判の執行、租税の犯則事件の調査みたいなものにつきましては、番号が使えることになっております。「その他政令で定める公益上の必要があるとき」の「政令で定める」というのは、その他の上のものが例示となっていますので、基本的には、捜査とか、そういうふうなものに準ずるものに限られると考えております。そういう意味で、ここの政令は広く解釈されるべきではないと考えております。

それから、13 号に第三者委員会である「個人番号情報保護委員会規則で定めるとき」というのは、個人情報保護委員会で定める規則ですので、当然無限定に広がることはないと考えております。

向山：ありがとうございました。よろしいでしょうか。

前川：インターネットを使った電子投票はエストニアが実施しています。、最近エストニアの電子投票にはセキュリティ上の問題があるのではないかと指摘

もあるようですが、エストニアは、多分一番進んだ電子投票の仕組みを採用しています。電子投票には、自宅からでもどこからでもインターネットを使って投票できるタイプと、投票会場の投票機から電子投票するタイプがあります。投票所に行って電子投票するタイプは、日本の自治体でも実施しているところが幾つかあります。ただし、このタイプでは、電子投票機を何台も用意しておかないといけないし、その電子投票機は選挙のときしか使わないので稼働率が低くなります。つまり、コストパフォーマンスは余りよくありません。これが、大きな問題なのだろうと思っています。したがって、もし電子投票をやるのであれば、自宅のパソコンやスマートフォンのようなものから投票できるような仕組みを作った方がよいのではないかと思います。この場合、確実な個人認証が必要になりますから、今回発行されるようなマイナンバーカードに格納した秘密鍵を使って個人認証することになると思います。

ただ、この場合、だれかに脅迫されたりして不正な投票が行われる可能性があります。インターネット経由の電子投票を採用しているエストニアでは、何回でも投票できる仕組みでこのリスクを回避しています。投票は、一番最後に投票したものが有効という形になっています。例えば峰崎さんが私のところへやってきて、向井さんに投票するように強要しても、峰崎さんが帰った後、やっぱり吉澤さんに投票し直すことができるわけです。適切なお答えにはなっていないかもしれませんが、参考情報として、聞いていただければと思います。

遠藤：私の会社の子会社がアメリカにあって、実は電子投票機を作っているのです。それは自分の設計ではないのですけれども、ベンチャービジネスが設計したものをハード化するのをうちがやっているのです。それは何種類かありまして、作り上げたものを、今、前川先生がおっしゃったように投票所へ持って行って、そこで使ってもらうものです。全米で全部同じ時期にやる選挙はほとんどなくて、少しずつずれているので、それを動かしているのです。それで安くする。農業の農機なんかも、そうやって使うとすごく安くなると思うんですけれども、そういう形でやっています。ただし、どんどんITの技術が進化しているものですから、すぐ陳腐化してしまうのです。最大のねらいは、

前後の事務作業をものすごく効率化して、正しい集計を早く得るということです。昔、米国のノースカロライナ州などで数え間違いとか何とかって、機械は数え間違いを絶対しないのですけれども、人間は間違いをやるわけです。そんなことがあって、電子投票はまだ道半ばです。

向山：ありがとうございました。それでは、会場の皆様のご意見、ご質問を踏まえて、パネリストの方々、最後に一言ずつお願いしたいと思います。前川さんからお願いいたします。

前川：30分間の講演のときにも申し上げましたけれども、私は基本的にマイナンバーの導入に賛成です。ただ、システム化にあたっては、ベネフィットに見合った投資になるように、情報化を進めていただきたいと思います。

向山：吉澤さん、お願いします。

吉澤：最後にということなので。パスポートの電子申請という手続は、1件当たり1,600万円かかるということで廃止になりました。必要な手続ではないかということでございます。さらに、私は日弁連の調査でお隣韓国へ行ってきたのですけれども、韓国ではヤミ市場で住民登録の番号が売買されたり、インターネットのポータルサイトで検索すれば個人情報がかんたん出てくるといった状況があったそうです。今現在、韓国の政府の方とお話ししましたが、民間の利用を許すべきではなかったと自分は考えているとおっしゃっていました。ただ、今さらそれをやめることはできない、もう出てしまっているのだからしょうがないということをしていました。まだ日本はそういう制度になっておりません。ですから、よくよく考えていただいて、それでも賛成という声を上げられることは一切否定しませんけれども、ぜひご自分のこととしてよくお考えいただきたいと思います。以上でございます。

向山：遠藤さん、お願いします。

遠藤：我々企業でも一人一人社員番号があるわけです。そのおかげで給与の計算も、いろんなこともスムーズに行われるわけです。うちの会社だったら 15～16 年前から給料袋はなくて、全部振り込みで、中身に疑問があると、自分でトントンとキーボードをたたいて調べると細かいことが全部出てくる。支払う側も、もらった側が疑問を出したときも、すぐスムーズに対応できています。一人一人が特定の番号を持って、いろんな情報を自分で管理できるという状況を作ることが非常に重要です。

最初にどのぐらいの効果が出るのかと言われて、例えば、最近電話は余り使わず、携帯を使っていますが、電話を最初に普及させるときに、今使われているようなことまで全部含めて、効果はこれだけあるからと言えたはずないですよ。ですから、基本のインフラとなることは早くきちっと入れる。あとはみんなが知恵を出して、とんでもないことが起こらないようにしながら、どんどん効果を乗せていくということが必要なのではないかと。だから、やる、やらないよりも、どう上手にやるかという議論に早くしたほうがいいのではないかと私は思っております。

向山：小泉さん。

小泉：今のマイナンバー法案は、2月14日に閣議決定されまして、今、国会に回っているわけですが、まだ審議をされていない状況だと思います。この法案は、いわゆるハード部分、仕組みの導入だと思います。その利用範囲は6条で決まっています、まだ限られた部分だと。今後、番号をどんなふうにご利用していくかということになると、いわゆるソフトの部分になると思います。これはいろんな使い方があると思います。先ほど情報の連携ということもありましたけれども、この部分は、我々国民はよく見極めながら進んでいく必要があるだろうと思っています。効率も非常によくなる部分がありますけれども、やや危険な部分も当然あるわけですが、その利用していく範囲などによく着目しながら、一人一人の判断をしていく必要があるだろうと思っています。

向山：峰崎さん、お願いします。

峰崎：今日は私もかなり喋りましたので、もう余りないのですが、先ほど前川先生がおっしゃったプッシュ型の情報提供というのがありました。よくよく考えてみると、それは求めている方、つまり、こういうサービスがあるけれども、あなたは利用されますかということ事前にチェックして、そういう情報があるのだったらぜひ送ってくれという方に送る。つまり、これからの利用方法は機械的、画一的ではなくて、そういう国民のニーズをしっかりと受けとめながらやっていくということだけは頭に入れておいていただければと思っております。

向山：それでは向井さん、お願いします。

向井：毎回シンポジウムでいろんな意見が出ます。毎回新しい発見もございます。もちろん法案は出ていますけれども、当然この後、与野党で修正協議がかかりますし、先ほど申し上げましたように、この制度は、法案が仮に通ったとしても、その後をどういうふうに仕組んでいくかというのがより大事なものだと思っておりますので、このような意見をもとに、今後よりよい制度を作っていきたいと思っております。

向山：ありがとうございました。

今、向井さん、小泉さんもおっしゃいましたが、マイナンバーの個人識別番号法案が今、国会に提出されております。ただ、党利党略というか、政局のほうで審議が実質的に始まっていない状況です。そういった意味では、まだ国民の間にいろいろな意見、不安材料などがある現状でございますので、そういったことを含めて十分に国会で審議を尽くしていただきたい。何が国民のためがいいのか、どうあるべきかという観点で方向性が出ればいいのかなどと思っております。今日のこのシンポジウムが、県民の皆さんが考える機会提供に少しでもなれば幸いです。どうもありがとうございました。

司会：これにてパネルディスカッションと質疑応答・意見交換を終了させていただきます。

それでは、最後になりますが、番号制度創設推進本部事務局長の峰崎直樹内閣官房参与からご挨拶申し上げます。

(6) 閉会挨拶

峰崎：本日は本当に熱心な議論、ありがとうございました。また、向山さん、パネリストの皆さん、ありがとうございました。

先ほどありましたように、法案を出しているのにまだ審議が始まらないということで、我々もややイライラしているところでございます。しかし、これから国会の中でしっかりと議論していただき、また、今日意見をいろんな角度からいただきましたので、それらを含めて、我々もしっかりと法案実現に向けて、よりよいものにしていくためにこれからも頑張っていきたいと思っております。そのことを申し上げまして、一言お礼のご挨拶を申し上げ、このシンポジウムを終わらせていただきます。どうもありがとうございました。

司会：峰崎直樹内閣官房参与よりご挨拶申し上げます。

それでは、パネリスト、コーディネーターの皆様にご降壇いただきます。皆様、どうぞ拍手をお送りください。

なお、本日のシンポジウムの模様ですが、6月上旬の山梨日日新聞に掲載予定でございます。ぜひそちらもご覧ください。

以上をもちまして本日のプログラムは終了とさせていただきます。長時間にわたりご参加いただきまして、まことにありがとうございました。

皆様のご意見やご感想など、ぜひお配りしましたアンケート用紙にご記入いただきまして、お帰りの際には出口の回収箱か、お近くのスタッフに、皆さん首にかけていただいております赤いひものこのような参加プレートと一緒にお渡しください。

どうぞお忘れ物ございませんよう、お気をつけてお帰りください。本日はご来場いただきまして、まことにありがとうございました。